

オバマ政権の経済再生・財政健全化・ 経済格差縮小政策の成果と課題

片 桐 正 俊

はじめに

- I オバマ政権の経済再生・財政健全化政策の成果と課題
 - 1. 経済再生（復興と成長）政策の成果と課題
 - 2. 財政健全化政策の成果と課題
 - II オバマ政権の経済格差縮小政策の成果と課題
 - 1. 連邦福祉財政の膨張と連邦財政赤字の構造化
 - 2. オバマ政権の経済格差縮小政策の成果と課題
- おわりに

はじめに

本論文は、2期8年間（2009年1月～2017年1月）のオバマ政権の主要政策である、経済再生・財政健全化・経済格差縮小政策の成果と課題を明らかにすることを目的としている¹⁾。

未曾有の大不況の真只中に大統領に就任したオバマは、経済が大恐慌に陥るのを防ぐために、経済・財政・金融政策を次々と打っていかざるをえなかったが、中でも最も重要なのは2009年2月17日に成立させた2009年アメリカ復興・再投資法（以下復興法）である。復興法の目的は、直接的には、大不況からの復興を果たすことであるが、さらに将来経済を強靱化するための基盤を作り出すことでもあった。オバマ大統領は、アメリカ経済の復興加速化と成長・発展のために、その後も多くの財政立法を成立させている。

片桐（2015）は、復興法と後続財政立法下での経済復興の成果と課題を明らかにしているが、内容的にはオバマ政権第1期目までの内容が中心なので、第2期目までの実績を踏まえ、特に経済成長という観点から改めてそれを評価してみたい。

ただオバマ大統領が取り組もうとした政策課題は、単なる経済復興や成長ではない。第1期と第2期の大統領選挙期間中、及び大統領当選後において終始一貫して訴えているのは、アメリカ

1) まとまった先行研究として、オバマ政権の主要な経済政策を検討したものに、河音・藤木（2016）がある。

における経済格差の拡大による中間層の崩壊を食い止め、復活を果たすことである。

片桐（2017）は、アメリカの市場所得の不平等化が1980年代のレーガン政権以降オバマ政権までの長期間にわたって進行してきているが、それに歯止めをかけて平準化させる政府移転と連邦税の所得再分配機能が弱いため課税後所得の不平等化が進んできていることを実証的に明らかにしている。ただこれだけだと、オバマ大統領の経済格差縮小の意図が政策遂行の中で、どの程度実現できたのかわからないので、改めてここで詳しく検討することにした。

アメリカ経済の復興・成長や経済格差縮小の政策の多くは、予算付けされるので、連邦議会における、財政赤字問題、財政再建問題と絡んで展開される。片桐（2015）は、連邦政府の財政再建過程を、オバマ政権第1期目を中心に検討しているが、ここでは第2期目までを含めて改めて検討することにした。

なお、オバマ政権が取り組んだ主な政策課題には、①アメリカ経済の復興・成長、②経済格差の縮小、③連邦財政健全化の他に、④医療保険制度改革（オバマケア）、⑤金融規制改革、⑥高等教育への投資、⑦地球環境問題への取組み等がある。片桐（2015）は、①～③までの政策課題に加えて、④医療保険制度改革と⑤金融規制改革についても検討している。本論文では、経済格差の縮小と関わる限りで④医療保険制度改革にも言及する。

以下、Ⅰではオバマ政権の経済再生・財政健全化政策の成果と課題について検討する。Ⅱでは、オバマ政権の経済格差縮小政策の成果と課題について検討する。「おわりに」では、ⅠとⅡで明らかにした、オバマ政権の経済再生・財政健全化・経済格差縮小政策の成果と課題についてまとめの上で、オバマ大統領が実施しようとした中間層経済学に対抗して、またしてもトリクルダウン経済学に回帰しようとしている共和党指導部とトランプ政権の動きについて触れる。

I オバマ政権の経済再生・財政健全化政策の成果と課題

1. 経済再生（復興と成長）政策の成果と課題

(1) 経済復興・成長を支えた金融・財政政策

アメリカの2007-09年大不況からの経済復興とその後の経済成長は、連邦準備制度理事会（FRB）の金融政策とオバマ政権の財政政策のポリシーミックスの成果として評価されなければならない。FRBは連邦公開市場委員会（FOMC）の判断を踏まえて、金融政策を決めている。

まず、FRBの金融政策について述べる²⁾。FRBは2008年の金融危機とその後の大不況に対抗するために、事実上のゼロ金利政策と量的緩和政策という2つの非伝統的政策を実施した。FRBは、

2) Board of Governors of the Federal Reserve System (2014), p. 5; The Bureau of the Fiscal Service (2017), pp. 6-7; 『日本経済新聞』の関連記事。

同年12月に政策金利 FF レートの誘導目標を年 0～0.25% に引き下げ、事実上のゼロ金利政策を実施した。加えて、QE 1～QE 3 と 3 度にわたる量的緩和政策で市場に資金を供給し続けた。量的緩和第 1 弾（QE 1）は、同年11月から2010年 3 月末まで実施された。その間 FRB は3000億ドル分の米長期国債、5000億ドル分の住宅ローン担保証券（MBS）等を購入した。第 3 弾（QE 3）は 2012年 9 月以来2014年10月まで実施された。FRB は毎月400億ドル分の MBS を購入し、2013年 1 月から毎月450億ドル分の米長期国債も購入してきた。

2014年になると、FRB は出口戦略に踏み出し、それらの債券購入を減らしていく。そして、同年12月には、それら債券の購入計画を終了した。それでも、FRB の資産は、金融危機前の約9000億ドルから約 4 兆5000億ドルにまで膨らんでいた。FRB は、この大量の資産をいきなり縮小すると、復興してきた経済に対する打撃が大きいと考え、量的緩和終了後も満期を迎えた保有債券に再投資して 4 兆5000億ドルの資産規模を維持してきた。景気拡大が 9 年目に突入した2017年 7 月以降、FRB は資産縮小に向けて動いた。9月20日の連邦公開市場委員会（FOMC）で、これまで実施してきた量的緩和政策を完全に終結し、大量に膨らんだ保有資産の縮小を10月から始めることを決めた。10月から満期を迎えた債券や証券への再投資をやめ、保有資産の圧縮をはかることになった。

もう一方の FF 金利の誘導目標についてであるが、FRB は、2015年12月まで歴史的に低い年 0～0.25% の金利を維持していた。しかし、2015年12月にゼロ金利政策を放棄して、FF 金利の誘導目標を年0.25～0.5% に引き上げた。さらに、2016年12月にそれを0.5～0.75% へ、2017年 3 月には0.75～1.0% へ、2017年 6 月には1.0～1.25% へと引き上げている。FRB はさらなる利上げを考えている。

オバマ政権は、2009年の政権発足以来、このような FRB のゼロ金利・低金利政策（表 1 の FF レート参照）と金融の大規模な量的緩和政策（表 1 のマネタリーベース参照）とタイアップする形で、経済復興・成長政策を多くは財政関係の法律を成立させることで推進した。主なものに、個人及び企業への様々な減税や公共事業を盛り込んだ総額7870億ドルの2009年アメリカ復興・再投資法、大多数のアメリカ人や中小企業への減税の恒久化、州・地方政府への財政支援や臨時の失業給付の延長を盛り込んだ2012年アメリカ納税者救済法等がある³⁾。2015年10月には2015年超党派予算法を成立させ、2017年 3 月15日まで米国債発行の上限を停止し、2016年度と2017年度の予算のガイドラインを定めて、強制的歳出削減の負担を軽減して、景気の下振れを防いでいる。

（2）経済復興・成長政策の成果と課題

アメリカ経済は、表 1 に掲載されている主要な経済指標のほとんどが好転しているのを見ても

3) The Bureau of the Fiscal Service (2017), p. 6. 復興法による財政的支援の内容については、片桐 (2015), 261-264ページ参照。

表1 アメリカの最近10年間の主要経済指標 (2007-2017年)

年	実質GDP (2009年 恒常ドル) (10億ドル)	実質GDP 対前年度比 (%)	実質個人 消費支出 (2009年 恒常ドル) (10億ドル)	民間 賃金・給与 (経常ドル) (10億ドル)	実質 1人当たり 可処分所得 (2009年恒常ドル) (ドル)	税引後 法人利潤 (経常ドル) (10億ドル)	実質民間 設備投資 (2009年 恒常ドル) (10億ドル)
2007	14,873.7	1.8	10,041.6	6,395.2	35,866	1,302.9	898.3
2008	14,830.4	-0.3	10,007.2	6,531.9	36,078	1,073.3	836.1
2009	14,418.7	-2.8	9,847.0	6,251.4	35,616	1,203.1	644.3
2010	14,783.8	2.5	10,036.3	6,477.5	35,685	1,470.1	746.7
2011	15,020.6	1.6	10,263.5	6,633.2	36,305	1,427.7	847.9
2012	15,354.6	2.2	10,413.2	6,930.3	37,179	1,683.2	939.2
2013	15,612.2	1.7	10,565.4	7,116.7	36,414	1,688.4	982.3
2014	16,013.3	2.6	10,868.4	7,476.8	37,441	1,743.8	1,047.8
2015	16,471.5	2.9	11,264.3	7,858.9	38,720	1,651.1	1,084.5
2016	16,716.2	1.5	11,572.1	8,085.2	38,988	1,687.9	1,047.8
2017							
第I四半期	16,903.2	1.2	11,758.0	8,230.0	39,041	1,810.5	1,059.4
第II四半期	17,010.7	2.6	11,839.7	8,319.0	38,286	-----	1,080.4
年	実質民間 住宅投資 (2009年 恒常ドル) (10億ドル)	民間 雇用者数 (1000人)	失業者数 (1000人)	労働 参加率 (%)	対人口 雇用者 比率 (%)	失業率 (%)	民間 非農業部門 週当たり 労働時間 (時間)
2007	654.8	146,047	7,078	66.0	63.0	4.6	33.8
2008	497.7	145,362	8,924	66.0	62.2	5.8	33.6
2009	392.2	139,877	14,265	65.4	59.3	9.3	33.1
2010	382.4	139,064	14,825	64.7	58.5	9.6	33.4
2011	384.5	139,869	13,747	64.1	58.4	8.9	33.6
2012	436.5	142,469	12,506	63.7	58.6	8.1	33.7
2013	488.3	143,929	11,460	63.2	58.6	7.4	33.7
2014	505.2	146,305	9,617	62.9	59.0	6.2	33.7
2015	556.9	148,834	8,296	62.7	59.3	5.3	33.7
2016	587.4	151,436	7,751	62.8	59.7	4.9	33.5
2017							
第I四半期	605.5	152,536	7,455	63.0	60.0	4.7	33.6
第II四半期	594.9	153,082	6,965	62.8	60.1	4.4	33.7
年	民間 非農業部門 週当たり 平均所得 (経常ドル)	消費者 物価指数 (1982- 84年=100)	マネタリー ベース (経常ドル) (10億ドル)	FFレート (%)	普通株 株価 (ダウジョー ンズ平均) (ドル)		
2007	589.2	207.3	837.2	5.02	13,170		
2008	607.4	215.3	1,666.4	1.92	11,253		
2009	616.0	214.5	2,026.2	0.16	8,876		
2010	636.2	218.1	2,017.0	0.18	10,663		
2011	652.9	224.9	2,619.6	0.10	11,966		
2012	665.7	229.6	2,675.9	0.14	12,967		
2013	677.7	233.0	3,717.5	0.11	15,000		
2014	694.9	236.7	3,934.5	0.09	16,774		
2015	708.9	237.0	3,835.8	0.13	17,591		
2016	723.7	240.0	3,521.6	0.39	17,908		
2017							
第I四半期	734.6	243.4	3,732.7	0.70	20,385		
第II四半期	741.3	244.7	3,786.3	0.95	20,980		

出所) Council of Economic Advisers (2017a), pp. 2-6, pp. 8-9, p. 11, p. 15, p. 23, p. 27, pp. 30-31より作成。

分かるように、2009年7月に始まった景気拡大が2017年7月で9年目を迎え、なお拡大基調は続いている。戦後最も長かった拡大期間は、1991年4月から2001年3月までの10年間であったが、今回の景気拡大は、2017年、2018年と続けば戦後最長となる可能性がある。現在の拡大が始まった2009年7月からだと、経済は2017年第1四半期までに17.3%程拡大した⁴⁾。しかし、実質GDPの対前年比は、表1に示されるように、2009年から2016年までの8年間で平均すれば2%にも満たない。成長率は、戦後の回復局面では最も低い。賃金の伸びも緩やかなものになっている。

オバマ政権下の経済諮問委員会は、戦後3番目に長い景気拡大局面も評価する。こうした息の長い景気拡大は、景気の過熱を抑えた成長が支えているともいえる。しかし、連邦議会多数派の共和党が主導する合同経済委員会は、経済諮問委員会の提出した『2017年大統領の経済報告書』では、金融危機前のピーク時と比べて2016年第3四半期現在で、アメリカ経済は11.5%成長したというが、これは年率平均1.25%の成長で、過去50年間の年率平均実質GDPの成長率の半分以下だと批判している。さらに、同報告書は経済の回復が地理的にも、世代間でも不均等にしか起こっていないのにうわべだけ取り繕っていると批判している⁵⁾。

次に、雇用状況について見てみよう⁶⁾。2007年12月から2009年6月までの大不況期に、経済は760万人の民間部門の雇用を喪失した。雇用喪失は復興が始まった後でさえ続いていた。しかし、2010年3月から非農業部門の雇用者数は再び増加し始めた。それ以来2017年3月までに、非農業部門の全雇用者数は1630万人増えた。また同じ期間に民間部門の雇用者数は1650万人増えた。

失業率は2009年10月に26年間で最も高い10%のピークに達した。それは2006年と2007年の平均失業率4.6%より5.4%ポイント高かった。2009年10月以降失業率は低下傾向を辿り、2017年4月には4.4%になった。ITバブル末期の2001年5月の4.3%とほぼ同水準にまで低下している。

個人消費支出（PCE）総合物価上昇率及びPCEコア物価（食品とエネルギーを除く）上昇率のいずれも長期的な目標である2%に向かって高まってきているが、未だそこまで達していない⁷⁾。

以上はアメリカの官庁データに依拠した分析であるが、これだけではオバマ政権下の経済復興・成長の達成度が、2008年リーマン・ショックを契機とする金融危機から世界同時不況に陥った他の先進諸国と比べて、良いのか悪いのか分からない。そこで、OECDのデータを使って、アメリカを含む先進5カ国の主要経済指標の推移を表2にまとめてみた。

表2により、アメリカと他の先進4カ国との経済復興・成長のパフォーマンスを比較してみよう。実質GDP、実質民間消費支出、実質民間非住宅固定資本、実質住宅総固定資本といった経済指標では、アメリカの実績が他の先進4カ国を総じて上回っているといえる。アメリカの消費者

4) The Bureau of the Fiscal Service (2017), p. 6.

5) House of Representatives (2017), pp. 11-19.

6) The Bureau of the Fiscal Service (2017), pp. 4-5.

7) 内閣府 (2017). 73ページ, 第2-2-23図 PCE デフレーター参照.

表2 先進5カ国の主要経済指標の推移 (2003-2018年度)

国名		年度								
		1992-02平均	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	
実質 GDP (対前年度変化率)	アメリカ	3.4	2.8	3.8	3.3	2.7	1.8	-0.3	-2.8	
	イギリス	3.0	3.5	2.5	3.0	2.5	2.6	-0.6	-4.3	
	ドイツ	1.5	-0.7	0.7	0.9	3.9	3.4	0.8	-5.6	
	フランス	2.2	0.8	2.6	1.7	2.5	2.3	0.1	-2.9	
	日本	1.0	1.5	2.2	1.7	1.4	1.7	-1.1	-5.4	
実質民間消費支出 (対前年度変化率)	アメリカ	3.8	3.1	3.8	3.5	3.0	2.2	-0.3	-1.6	
	イギリス	3.9	3.7	3.4	3.0	1.6	2.9	-0.7	-3.2	
	ドイツ	1.4	0.2	0.4	0.5	1.6	0.0	0.5	0.3	
	フランス	2.2	1.5	1.9	2.5	2.4	2.4	0.4	0.3	
	日本	1.4	0.7	1.3	1.2	1.0	0.9	-1.0	-0.7	
実質民間非住宅 総固定資本形成 (対前年度変化率)	アメリカ	6.8	1.9	5.2	7.0	7.1	5.9	-0.7	-15.6	
	イギリス	3.9	-0.3	-3.5	15.7	-7.3	9.2	-1.1	-16.0	
	ドイツ	0.6	-0.9	1.6	3.6	8.5	7.8	2.1	-15.5	
	フランス	2.5	0.8	2.7	2.6	5.1	8.2	3.6	-11.6	
	日本	-0.5	2.4	3.8	8.5	2.1	1.0	-2.8	-13.4	
実質民間住宅 総固定資本形成 (対前年度変化率)	アメリカ	4.5	9.1	10.0	6.6	-7.6	-18.8	-24.0	-21.2	
	イギリス	1.0	4.0	7.0	4.1	3.3	1.9	-23.2	-26.2	
	ドイツ	0.3	-1.9	-4.2	-4.1	6.8	-1.5	-4.0	-3.2	
	フランス	2.6	2.7	4.0	4.3	4.9	2.6	-4.0	-11.9	
	日本	-2.0	-1.3	1.7	-0.5	0.7	-9.5	-6.6	-16.4	
消費者物価指数 (対前年度変化率)	アメリカ	2.5	2.3	2.7	3.4	3.2	2.9	3.8	-0.3	
	イギリス	1.8	1.4	1.3	2.0	2.3	2.3	3.6	2.2	
	ドイツ	---	1.0	1.8	1.9	1.8	2.3	2.8	0.2	
	フランス	---	2.2	2.3	1.9	1.9	1.6	3.2	0.1	
	日本	0.2	-0.3	0.0	-0.6	0.2	0.1	1.4	-1.4	
国名		年度								
		1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	
産出量ギャップ (潜在 GDP に対する潜在 GDP と実質 GDP の差との比率)	アメリカ	1.6	2.4	0.4	-0.3	0.1	1.6	2.6	3.0	
	イギリス	-0.1	0.6	0.3	0.0	0.9	1.1	1.9	2.3	
	ドイツ	-1.0	0.4	0.8	-0.1	-1.6	-1.8	-1.7	0.8	
	フランス	0.5	2.1	1.7	0.7	-0.2	0.7	0.7	1.7	
	日本	-4.1	-2.6	-3.2	-3.9	-3.2	-1.7	-0.7	0.2	
労働生産性 (対前年度変化率)	アメリカ	1.6	2.3	1.1	3.0	2.7	2.7	1.7	0.9	
	イギリス	1.9	2.6	1.9	1.5	2.4	1.4	1.8	1.5	
	ドイツ		0.9	2.1	0.5	0.4	0.3	0.9	3.1	
	フランス	1.3	1.5	0.5	0.5	0.8	2.5	1.0	1.4	
	日本	1.1	3.0	0.9	1.4	1.8	2.0	1.2	0.9	
調整済み失業率 (民間労働力に対する比率)	アメリカ	4.5	4.2	4.2	4.0	4.7	5.8	6.0	5.5	
	イギリス	6.1	5.9	5.9	5.4	5.0	5.1	5.0	4.7	
	ドイツ	9.5	8.6	8.6	8.0	7.9	8.7	9.8	10.5	
	フランス	12.1	11.3	11.3	9.6	8.7	8.6	8.5	8.9	
	日本	4.1	4.7	4.7	4.7	5.0	5.4	5.3	4.7	
労働参加率 (生産年齢人口に占める労働力人口(就業者プラス失業者)の割合)	アメリカ	男	83.4	83.0	82.2	81.9	81.8	81.9	81.7	81.4
		女	70.4	70.1	69.7	69.2	69.2	69.3	69.1	69.3
	イギリス	男	83.7	83.5	83.8	83.3	83.1	83.4	83.3	83.5
		女	69.1	69.4	69.2	69.5	69.6	70.4	69.8	70.2
	ドイツ	男	78.9	78.7	78.0	79.2	80.6	81.4	81.8	82.1
		女	63.7	64.2	64.5	65.8	66.9	68.5	69.4	69.7
	フランス	男	74.4	74.5	75.6	75.5	75.2	74.9	74.7	74.7
		女	61.7	62.1	64.0	64.3	64.4	64.5	64.9	65.2
	日本	男	85.0	84.8	84.6	84.2	84.4	84.8	85.2	85.2
	女	59.8	59.7	59.9	60.2	60.8	61.3	61.9	62.2	

注) 1. 表中の Q4/Q4 は、前年度第4四半期に対する当年度第4四半期の変化率。

2. 各経済指標の2003年度以前の数値は、労働参加率以外1992-02年度の平均値、労働参加率だけは2000-02年度の平均。

3. 労働生産性は、雇用者1人当たりの GDP として算出。

出所) OECD (2017), *Economic Outlook*, No. 101 database, Annex Table 1, 3, 6, 7, 12, 15, 18, 19, 22, 24, June

単位：%

2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2016 Q 4 / Q 4	2017 Q 4 / Q 4	2018 Q 4 / Q 4
2.5	1.6	2.2	1.7	2.4	2.6	1.6	2.1	2.4	2.0	2.1	2.5
1.9	1.5	1.3	1.9	3.1	2.2	1.8	1.6	1.0	1.9	1.1	0.9
3.9	3.7	0.7	0.6	1.6	1.5	1.8	2.0	2.0	1.8	2.3	1.9
1.9	2.1	0.2	0.6	0.7	1.2	1.1	1.3	1.5	1.2	1.4	1.5
4.2	-0.1	1.5	2.0	0.3	1.1	1.0	1.4	1.0	1.7	1.3	1.0
1.9	2.3	1.5	1.5	2.9	3.2	2.7	2.4	2.4	3.1	2.0	2.5
0.6	-0.5	1.7	1.6	2.2	2.4	2.8	2.0	1.1	2.9	1.4	1.0
0.3	1.3	1.3	0.9	1.0	1.9	1.9	1.3	1.4	1.7	1.4	1.4
1.8	0.4	-0.2	0.6	0.7	1.5	1.8	1.2	1.4	2.0	1.2	1.4
2.4	-0.4	2.0	2.4	-0.9	-0.4	0.4	0.9	0.6	0.9	0.9	0.4
2.5	7.7	9.0	3.5	6.0	2.1	-0.5	4.4	4.3	-0.1	5.3	4.8
6.0	4.3	7.2	2.6	3.9	5.1	-1.5	-0.6	-3.0	-0.9	-1.2	-3.3
6.2	7.3	-1.7	-0.8	4.4	0.9	1.1	2.5	3.1	-0.3	4.4	3.0
3.0	4.8	1.0	-0.9	2.5	2.9	3.9	2.6	2.7	2.8	2.7	3.1
-0.9	4.0	4.1	3.7	5.2	1.1	1.3	2.4	2.7	2.9	1.6	2.8
-2.5	0.5	13.5	11.9	3.5	11.7	4.9	5.4	4.8	1.1	6.2	5.2
4.8	2.1	-1.5	9.5	13.2	3.6	3.7	3.4	-1.1	1.5	2.6	-1.5
4.1	10.0	4.2	-0.7	2.9	1.0	3.8	2.9	3.2	3.4	3.4	2.9
1.6	1.1	-2.0	-0.3	-3.3	-0.7	2.1	3.5	3.6	2.7	3.6	3.6
-3.7	4.9	2.5	8.0	-4.3	-1.6	5.6	3.8	2.0	7.5	2.1	2.1
1.6	3.1	2.1	1.5	1.6	0.1	1.3	2.5	2.2	1.8	2.4	2.2
3.3	4.5	2.8	2.6	1.5	0.1	0.6	2.8	2.7	1.2	3.2	2.4
1.1	2.5	2.1	1.6	0.8	0.1	0.4	1.9	1.6	1.0	1.7	1.7
1.7	2.3	2.2	1.0	0.6	0.1	0.3	1.3	1.2	0.7	1.3	1.2
-0.6	-0.3	0.0	0.3	2.8	0.8	-0.1	0.6	1.0	0.3	0.6	1.0
2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
2.5	0.0	-4.6	-3.7	-3.8	-3.3	-3.2	-2.5	-1.6	-1.5	-0.8	0.1
3.0	0.7	-4.7	-3.7	-3.2	-3.1	-2.4	-0.9	-0.3	0.2	0.4	0.4
2.7	2.0	-4.6	-1.9	0.4	0.0	-0.5	0.0	0.3	0.9	1.8	2.8
2.5	1.1	-2.7	-1.8	-0.7	-1.4	-1.8	-2.1	-2.1	-2.3	-2.2	-2.0
1.4	-0.1	-5.8	-2.1	-2.6	-1.6	-0.2	-0.5	-0.2	0.2	0.9	1.1
0.9	0.4	1.5	3.2	0.6	0.6	0.3	0.6	0.5	-0.1	0.8	0.9
1.7	-1.5	-2.8	1.7	1.0	0.2	0.7	0.7	0.5	0.4	0.9	1.2
1.6	-0.5	-5.7	3.6	2.3	-0.5	0.0	0.8	0.6	0.5	0.5	0.9
0.9	-0.4	-1.8	-1.8	1.3	-0.1	0.4	0.2	0.7	0.4	0.7	0.8
1.0	-0.8	-4.0	4.5	0.0	1.7	1.2	-0.4	0.6	0.1	1.1	1.2
5.1	4.6	4.6	5.8	9.3	9.6	9.0	8.1	7.4	6.2	5.3	4.9
4.8	5.4	5.3	5.6	7.6	7.8	8.1	7.9	7.6	6.1	5.3	4.8
11.3	10.3	8.5	7.4	7.6	7.0	5.8	5.4	5.2	5.0	4.6	4.1
8.9	8.8	8.0	7.4	9.1	9.3	9.2	9.5	10.3	10.3	10.4	10.1
4.4	4.1	3.8	4.0	5.1	5.1	4.6	4.4	4.0	3.6	3.4	3.1
80.4	79.6	78.9	78.8	78.7	78.5	78.5	78.8				
69.0	68.4	67.8	67.6	67.2	67.1	66.9	67.3				
83.2	82.5	82.5	83.1	82.9	83.1	82.8	83.4				
70.2	70.2	70.4	70.9	71.6	72.1	72.5	73.0				
82.2	82.4	82.7	82.5	82.6	82.5	82.1	82.1				
70.4	70.8	71.9	71.9	72.6	72.9	73.1	73.6				
75.0	74.9	74.6	75.3	75.5	75.4	75.5	75.6				
65.7	65.8	65.7	66.3	66.9	67.4	67.6	67.9				
84.8	84.8	84.4	84.3	84.6	84.9	85.0	85.4				
62.9	63.2	63.0	63.4	65.0	66.0	66.7	68.1				

物価指数は、対前年度伸び率2%を超える年は限られるが、それでもイギリスを除く他の先進3カ国よりは高い伸び率となっている。

他方、アメリカが他の先進4カ国と比較して、必ずしも優位とは言えない経済指標もある。産出量ギャップは、アメリカが一番悪い状態にある。労働生産性は、他の先進4カ国と比べてアメリカが悪いわけではないが、次第に労働生産性の上昇率が低下してきているのが問題である。アメリカの失業率は、アメリカの官庁データでは2009年・2010年は9%台であったが、2017年第2四半期には4.4%にまで下がっている。OECDは、各国の失業率の定義が違うので、OECD基準で調整した失業率を算出している。それが表2に掲載した「調整済み失業率」である。調整済み失業率を国際比較すると、2011年以降アメリカはフランスと並んで悪い数値となっている。労働参加率については、アメリカの数値は男女ともに次第に低下し、2014年現在では、先進5カ国の中で男子が2番目に、女子が1番低い数値となっている。

アメリカの復興・成長が9年目を迎えても続いているが、拡大過程が緩やかなのは、労働市場の状態に規定されている面が多分にある。低金利を背景に民間消費が引っ張る形で景気が拡大してきたが、ベビーブーマー世代が次第に労働市場から退場し、労働参加率が低下する中で、雇用の拡大は製造業よりも非製造業、サービス業分野で進み、しかも非正規労働者の雇用増に支えられているために、賃金上昇に力強さが欠け、消費者物価も期待されるほどには上がらないことがこのような経済指標の数値となっているのではないかと考えられる。

オバマ政権も、経済成長を力強くし、持続させるためには、悪い経済指標の背後にある構造の改革を提起している。チャレンジしなければならない構造問題として①労働生産性、②経済格差、③労働参加、④経済的持続性問題（自動安定装置、財政健全化〔エンタイトルメント経費の抑制、高所得層の減税制限等を含めて〕、パリ協定のような地球環境問題への取組み）の4つを挙げ、これらの構造問題の改善がアメリカの中間層復活の鍵だと位置づけている⁸⁾。

2. 財政健全化政策の成果と課題

(1) 2007-09年大不況以降の財政健全化状況

連邦政府の財政赤字は、2000年代ブッシュJr.政権下の大規模減税とイラク・アフガニスタンへの派兵による軍事支出増大で大幅に膨らんでいた。その上に、2007-09年大不況で税収が大幅に落ち込むが、他方でその大不況から脱却するために、大規模な公共投資と減税を盛り込んだ2009年復興法や不良債権買取プログラム、住宅2公社（ファニーメイとフレディマック）の救済、さらには後続の景気対策のための財政立法等により、大規模な財政出動を行ったので、アメリカは巨額の財政赤字を抱えることになり、債務残高も年々膨らんでいくことになった。

8) Council of Economic Advisers (2017b), pp. 57-64.

もちろんオバマ政権は2007-09年大不況からの脱却に全力を傾注せねばならなかったが、政権第1期に財政健全化を全く考慮しないで行動していたわけではない。2009年1月の大統領就任当初に、オバマは第1期の任期が終わる2013年1月までに、ブッシュJr.政権によって残された財政赤字1.3兆ドルを半減させると公約している。

表3の「収支尻」欄を見てみよう。連邦財政赤字は、2008年度の4586億ドルから2009年度には1兆ドル近く増えて1兆4127億ドル（対GDP比9.8%）となり、2012年度までの4年間は1兆ドルを超えていたが、2013年度には前年度から4075億ドル減って6795億ドル（対GDP比4.1%）になっている。

オバマ大統領の第1期目の終わりまでに、連邦財政赤字を半減させるという公約は概ね達成できたといえる。では、2012年度から2013年度へ連邦財政赤字が4075億ドルも減少した原因は何か、表3から計算すると、2012年度から2013年度に歳入が3251億ドル増え（所得税1842億ドル、法人税312億ドル、給与税・退職拠出金1025億ドル、その他72億ドルそれぞれ増）、歳出が824億ドル減ったことが大きい。景気の回復で個人所得税収や法人税収が増えているには違いないが、2013年1月4日に「財政の崖」回避法案である「2012年アメリカ納税者救済法」が成立したことも税収増に貢献している。年収45万ドル超の高所得者には、ブッシュ減税が打ち切れ増税となった。また、給与税の減税延長も見送られたので、これも増税となったのである。歳出面では、これも表から計算すると2012年度から2013年度にかけて、国防費が445億ドル、国際関係費が8億ドル、その他経費が1108億ドル減っている。その主な原因は、2011年予算管理法による裁量的経費（軍事費と民生費）に対するキャップ制が効力を発揮し、また「財政の崖」回避法案の成立で発動が延期された、裁量的経費に対する強制歳出削減措置が2013年3月1日から発動されることになったことにある。連邦財政赤字の削減が2013年度以降急激に進んだために、債務残高もそれまで毎年度1兆ドル以上増加してきていたが、2012年度から2013年度にかけては6655億ドルの増加に留まった。

オバマ政権は、2013年4月の2014年度予算教書で、10年間で合計4兆ドルの連邦財政赤字削減の目標を掲げ、また2014年3月の2015年度予算教書では、2015-24年度の10年間で約1.4兆ドルの連邦財政赤字削減を提案している。したがってオバマ政権は2期目に入っても、財政健全化の意欲は持っていたが、他方でアメリカ経済の回復が緩やかなことから景気の下振れがないように、財政面からの景気対策を怠ることができなかつたため、完全な緊縮政策に舵を切ることはなかつた。表3によると、2016年度末で5847億ドルの財政赤字で、14兆5394億ドルの債務残高となっている。

果たして、アメリカの財政状態の2007-09年大不況による悪化とその後の健全化の程度は、他の先進4カ国やOECD諸国全体と比較して、どう評価されるのか。表4を見てみよう。ここでいう「一般政府」とは、中央政府、地方政府、社会保障基金の各会計を含めてのものである。

一般政府の財政収支の対名目GDP比を見ると、アメリカの財政赤字は、2007-09年大不況期はもちろんのこと、回復過程に入った2010年度から2012年度まで、他の先進4カ国やOECD諸国全

表3 連邦歳入・歳出, 収支尻, 連邦債残高 (1996-2018年度)

会計年度 または期間	オンバジェットとオフバジェットの合計歳入額と内訳					オンバジェットと		
	合計金額 (10億ドル)	構成比 (%)				合計金額 (10億ドル)	国防	
		個人 所得税	法人税	給与税・ 退職拠出金	その他		国防	国際 関係
1997	1,579.2	46.7	11.5	34.2	7.6	1,601.1	16.9	0.9
1998	1,721.7	48.1	11.0	33.2	7.7	1,652.5	16.2	0.8
1999	1,827.5	48.1	10.1	33.5	8.3	1,701.8	16.1	0.9
2000	2,025.2	49.6	10.2	32.2	7.9	1,789.0	16.5	1.0
2001	1,991.1	49.9	7.6	34.9	7.6	1,862.0	15.5	0.8
2002	1,853.1	46.3	8.0	37.8	7.9	2,010.9	17.3	1.1
2003	1,782.3	44.5	7.4	40.0	8.1	2,159.9	18.7	1.0
2004	1,880.1	43.0	10.1	39.0	7.9	2,292.8	19.9	1.2
2005	2,153.6	43.0	12.9	36.8	7.2	2,472.0	20.0	1.4
2006	2,406.9	43.4	15.1	34.8	7.1	2,655.1	19.7	0.1
2007	2,568.0	45.3	14.4	33.9	6.4	2,728.7	20.2	1.0
2008	2,524.0	45.3	12.1	35.7	6.9	2,982.5	20.7	1.0
2009	2,105.0	43.5	6.6	42.3	7.6	3,517.7	18.8	1.1
2010	2,162.7	41.5	8.9	40.0	9.6	3,457.1	20.1	1.3
2011	2,303.5	47.4	7.9	35.5	9.2	3,603.1	19.6	1.3
2012	2,450.2	46.2	9.9	34.5	9.4	3,536.9	19.2	1.3
2013	2,775.1	47.4	9.9	34.2	8.6	3,454.6	18.3	1.3
2014	3,021.5	46.2	10.6	33.9	9.4	3,506.1	17.2	1.3
2015	3,249.9	47.4	10.6	32.8	9.2	3,688.4	16.0	1.3
2016	3,268.0	47.3	9.2	34.1	9.4	3,852.6	15.4	1.2
2017 (推定)	3,459.7	48.0	9.4	34.0	8.7	4,062.2	14.8	1.4
2018 (推定)	3,654.3	50.2	9.7	33.5	6.5	4,094.5	15.9	1.4

出所) Council of Economic Advisers (2014), pp. 32-33 ; Council of Economic Advisers (2017a), pp. 32-33より作成。

表4 一般政府の財政収支, 基礎的財政収支, 債務残高の国際比較

年度		1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
国名	アメリカ	0.0	0.8	-1.4	-4.8	-6.0	-5.5	-4.2	-3.1	-3.7
	イギリス	0.7	1.1	0.4	-2.0	-3.3	-3.5	-3.4	-2.8	-2.9
	ドイツ	-1.7	0.9	-3.1	-3.9	-4.2	-3.8	-3.4	-1.7	0.2
	フランス	-1.6	-1.3	-1.4	-3.1	-3.9	-3.5	-3.2	-2.3	-2.5
	日本	-6.8	-7.4	-6.2	-7.4	-7.5	-5.3	-4.4	-3.0	-2.8
	OECD 全体	-1.2	-0.4	-1.8	-3.6	-4.3	-3.6	-2.8	-1.8	-1.6
財政収支 (対名目 GDP 比)	アメリカ	2.4	2.5	1.0	-2.0	-3.2	-3.6	-2.7	-2.0	-2.2
	イギリス	2.9	2.8	1.9	-0.6	-2.3	-2.9	-2.2	-2.9	-3.4
	ドイツ	1.6	1.4	-0.3	-0.8	-0.3	-0.2	0.1	0.4	1.3
	フランス	0.9	-0.1	0.3	-0.8	-1.4	-1.5	-1.3	-0.9	-1.5
	日本	-4.2	-4.7	-4.5	-5.1	-5.1	-4.9	-3.9	-4.5	-3.3
	OECD 全体	1.5	1.3	0.3	-1.2	-1.9	-2.1	-1.5	-1.3	-1.2
基礎的 財政収支 (対潜在 GDP 比)	アメリカ	58.6	52.8	52.7	55.1	58.3	65.5	65.1	64.0	64.4
	イギリス	47.8	48.8	44.8	47.4	46.7	49.5	51.1	50.8	51.4
	ドイツ	60.6	59.5	58.7	61.1	64.5	67.7	70.2	68.2	64.1
	フランス	73.5	71.9	70.9	74.6	78.5	80.2	81.7	76.9	75.6
	日本	122.7	132.3	137.7	145.1	152.7	157.1	156.7	154.5	154.4
	OECD 全体	71.4	69.2	69.1	71.4	73.3	76.8	76.9	74.9	73.6
債務残高 (対名目 GDP 比)	アメリカ	58.6	52.8	52.7	55.1	58.3	65.5	65.1	64.0	64.4
	イギリス	47.8	48.8	44.8	47.4	46.7	49.5	51.1	50.8	51.4
	ドイツ	60.6	59.5	58.7	61.1	64.5	67.7	70.2	68.2	64.1
	フランス	73.5	71.9	70.9	74.6	78.5	80.2	81.7	76.9	75.6
	日本	122.7	132.3	137.7	145.1	152.7	157.1	156.7	154.5	154.4
	OECD 全体	71.4	69.2	69.1	71.4	73.3	76.8	76.9	74.9	73.6

出所) OECD (2017), *Economic Outlook*, No. 101 database, Annex Table 31, 34, 36, June 2017より作成。

オフバジェットの合計歳出額と内訳						収支尻 (10億ドル)	連邦債	
構成比 (%)							債務残高 (10億ドル)	民間保有 割合 (%)
医療	メディケア	所得 保障	社会 保障	純利子	その他			
7.7	11.9	14.7	22.8	15.2	9.8	-21.9	5,369.2	70.3
8.0	11.7	14.4	22.9	14.6	11.4	69.3	5,478.2	67.9
8.3	11.2	14.2	22.9	13.5	12.8	125.6	5,605.5	64.8
8.6	11.0	14.2	22.9	12.5	13.4	236.2	5,628.7	60.6
8.8	11.1	13.7	22.1	10.5	12.4	128.2	5,769.9	57.5
9.8	11.5	15.6	22.7	8.5	13.6	-157.8	6,198.4	57.1
10.2	11.5	15.5	22.0	7.1	14.0	-377.6	6,760.0	57.9
10.5	11.7	14.5	21.6	7.0	13.6	-412.7	7,354.7	58.4
10.1	12.1	14.0	21.7	7.4	13.7	-318.3	7,905.3	58.1
9.5	12.4	13.3	20.7	8.5	14.8	-248.2	8,451.4	57.1
9.8	13.8	13.4	21.5	8.7	11.7	-160.7	8,950.7	56.3
9.5	13.1	14.5	20.7	8.5	12.2	-458.6	9,986.1	58.1
9.5	12.2	15.2	19.4	5.3	18.5	-1,412.7	11,875.9	63.5
10.7	13.1	18.0	20.4	5.7	10.8	-1,294.4	13,528.8	66.7
10.3	13.4	16.6	20.3	6.4	12.1	-1,299.6	14,764.2	68.6
9.8	13.3	15.3	21.9	6.2	13.0	-1,087.0	16,050.9	70.3
10.4	14.4	15.5	23.6	6.4	10.1	-679.5	16,719.4	71.7
11.7	14.6	14.6	24.3	6.5	9.7	-484.6	17,794.5	71.9
13.1	14.9	13.8	24.1	6.1	10.9	-438.5	18,120.1	72.4
13.3	15.4	13.3	23.8	6.3	11.4	-584.7	19,539.4	72.5
13.4	14.8	12.7	23.4	6.8	12.7	-602.5	20,354.4	72.8
13.0	14.4	12.1	24.7	7.7	10.9	-440.2	21,093.3	72.8

(単位：%)

2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
-7.2	-12.8	-12.2	-10.8	-9.0	-5.5	-5.0	-4.4	-5.0	-4.7	-5.2
-4.9	-10.8	-9.6	-7.7	-8.3	-5.7	-5.6	-4.3	-3.3	-3.1	-2.4
-0.2	-3.2	-4.2	-1.0	0.0	-0.2	0.3	0.7	0.8	0.7	0.6
-3.2	-7.2	-6.8	-5.1	-4.8	-4.0	-3.9	-3.6	-3.4	-3.0	-2.8
-4.1	-9.8	-9.1	-9.1	-8.3	-7.6	-5.4	-3.5	-4.6	-5.0	-4.4
-3.8	-8.4	-8.0	-6.6	-5.8	-4.1	-3.5	-2.9	-3.0	-2.8	-2.7
-4.3	-6.9	-7.0	-5.4	-4.2	-1.7	-1.1	-1.1	-1.4	-1.3	-2.1
-3.8	-5.7	-5.1	-3.5	-4.2	-3.7	-4.1	-3.4	-2.0	-1.8	-1.2
1.6	1.5	-0.2	0.9	1.7	1.4	1.6	1.5	1.3	0.7	0.9
-1.0	-3.1	-3.4	-2.3	-1.5	-0.8	-0.5	-0.5	-0.1	0.1	0.0
-4.6	-6.8	-7.9	-7.0	-6.6	-6.7	-5.1	-3.8	-4.5	-5.1	-4.6
-2.5	-4.4	-4.6	-3.4	-2.3	-1.1	-0.7	-0.5	-0.5	-0.8	-1.1
73.4	86.7	95.4	99.7	103.1	105.1	105.0	105.4	107.1	107.8	109.2
63.4	77.0	89.3	103.5	107.2	102.9	113.4	112.7	123.2	122.9	122.6
68.2	75.5	84.6	84.4	88.2	83.1	83.6	79.3	76.6	73.5	71.0
81.6	93.2	96.9	100.7	110.4	110.9	120.2	121.1	123.5	124.9	125.7
159.1	177.0	181.4	196.9	205.7	208.6	214.6	219.3	222.2	225.9	227.9
79.2	90.6	96.6	101.0	107.3	108.6	111.9	112.2	113.5	113.5	113.5

体の財政赤字と比べても、一番悪い状態にある。ところが、2013年度には、アメリカの財政赤字の状態は大きく改善するが、それ以上大きく改善せず、少し改善しただけの状態が続いている。

一般政府の基礎的財政収支（以下PBと略す）の対GDP比を見ると、アメリカのPB赤字は、他の先進4カ国やOECD諸国全体のPB赤字と比べて一番悪い状態にあるわけではない。先進4カ国やOECD諸国と比べて、2009年度以外は大不況以降今日まで、一番PB赤字が悪い状態にあるのは日本であって、アメリカのPB赤字は2009年度だけ表中の国々の中で一番悪く、2008、2010、2011年度は2番目に悪い状態にあるが、2013年度以降は大きく改善している。

一般政府の債務残高の対名目GDP比を見ると、アメリカの債務残高は、2008年度では先進5カ国の中で3番目に小さく（73.4%）、OECD諸国全体と比べても小さい。経済復興過程でアメリカの債務残高の対名目GDP比は大きくなっていくが、2012年度で見ると、先進5カ国の中で2番目に小さく（103.1%）、OECD諸国全体と比べても小さい。2013年度以降も財政収支の改善もあって、アメリカの債務残高の対名目GDP比はそれほど大きくなっておらず、先進5カ国の中で2番目に小さく、OECD諸国全体と比べても小さい位置にある。

（2）財政健全化を巡る民主・共和両党の対立と妥協の末の4つの重要法案の成立

大不況からの復興が進むにつれ、連邦財政の健全化が当然重要課題となっていくが、オバマ政権発足当初、大統領と上・下両院ともに民主党が制していたのに、2010年中間選挙で共和党右派茶会系議員が大量当選して下院で共和党が多数政党となり、さらに2013年以降は、上・下両院とも共和党が制することになった。かくして2011年以降、リベラルな民主党オバマ政権と「小さな政府」に極端にこだわる共和党とが、連邦財政再建の必要性では認識は一致しつつも、単なる財政健全化の手法だけでなく景気対策の手法の違いもあって、予算の扱いを巡って議会で激しいバトルを繰り広げることとなった。政策的に、民主党オバマ政権は、義務的経費の維持、軍事費を中心に裁量的経費の削減、富裕層増税、中・低所得層減税を重要視したのに対し、共和党は義務的経費削減、特にオバマケアの廃止と企業や富裕層減税の継続を重要視した。以下、財政赤字削減＝財政健全化の在り方を巡って与野党が対立し、激論の末に妥協して成立した財政健全化策を、1）2011年予算管理法、2）2012年アメリカ納税者救済法、3）2013年超党派予算法、4）2015年超党派予算法の順に述べる⁹⁾。

1）強制歳出削減措置を盛り込んだ2011年予算管理法

連邦政府の債務は2011年5月には法定上限にほぼ到達していたが、異例の措置を講じて債務上限引上げを先送りした。その後与野党が連邦債務上限と財政再建について協議したが、難航した。8月2日に債務残高が法定上限（14兆2940億ドル）に達したことからデフォルトの危機が迫ったた

9) 片桐（2015）、279-281ページ；窪田（2016）、402-409ページ；財政制度等審議会財政制度分科会（2014）、11-17ページ。

め、それを回避するために「2011年予算管理法」が成立した。この法律には、2段階の財政赤字削減策が定められている。

第1段階：2012-21年度の10年間、裁量的経費に上限（キャップ）を設定し、10年間合計で9000億ドルの歳出削減を実施するとともに、同額の債務残高の上限を認める。加えて1.5兆ドル程度の追加的財政赤字削減の手法を年内に決定する。

第2段階：追加的財政赤字削減を巡る超党派の協議が合意に至らなければ、裁量的支出を中心に1.2兆ドルの財政赤字削減策が実施される。このトリガー条項が強制歳出削減措置と呼ばれるもので、2013年1月から発動される。

この合意にもかかわらず、スタンダード・プアーズ社は財政再建の努力が足りないを見たのか、米国債の格付けを引き下げた。その後2011年11月～12月にかけて、超党派の委員会で追加的財政赤字削減策について協議が続けられたが、結局決裂し、第2段階の規定により、2013年1月から強制歳出削減措置が取られるはずとなった。ところが、後述の通り、2012年アメリカ納税者救済法による2カ月の発動時期の先送り措置が取られたため、2013年3月から強制歳出削減措置が講じられている。

2) 「財政の崖」回避のための2012年アメリカ納税者救済法

2012年末から2013年初めにかけて、「財政の崖」が解決すべき大きな政治的課題となっていた。「財政の崖」とは、①2010年末に2年間の延長が決定されたブッシュ減税や、2012年初めに延長が決められた給与税減税の措置が2012年末に期限切れとなり、②2013年1月から10年間で計1.2兆ドルの強制歳出削減措置が発動されると、景気への悪影響が懸念されたことを指す。ブッシュ減税の延長を巡って与野党が対立したが、「財政の崖」問題の解決のために妥協がはかられて成立したのが、「2012年アメリカ納税者救済法」である。同法の内容は、①所得45万ドル以下の世帯に限り、ブッシュ減税を延長・恒久化し、45万ドル超の富裕層には減税を廃止し、事実上増税する。また、被用者の給与税減税は延長されない、②約1.2兆ドルの強制歳出削減措置の発動を2カ月延期するというものである。

3) 2年予算を定めた2013年超党派予算法

2013年10月に、2014年度予算を巡って、特に医療保険改革（オバマケア）について民主党と共和党が対立し、2014年度暫定予算も成立せず、1996年以来17年ぶりに、2013年10月1日から16日間政府機関の一部閉鎖が発生した。10月16日に上院において超党派の合意がなされ、同日中にその合意内容に沿った法案が上下両院で可決され、オバマ大統領が署名して成立した。

その合意内容は、①2014年度から2年間の連邦政府の裁量的支出の歳出水準を1兆120億ドルに設定すること、②2014年に450億ドル、2015年に180億ドルが予定されている強制歳出削減措置を緩和すること、③2014-23年度の10年間で、義務的経費の削減と増税によらない手数料収入等の税外収入の増加により約850億ドルの収支改善を行い、裁量的経費630億ドルの緩和と差し引きして、

約220億ドルの財政赤字削減をすること等である。2013年12月にこの合意内容を盛り込んだ「2013年超党派予算法」が成立した。これによって、予算を巡って与野党が対立し、連邦政府機関が閉鎖されるという事態は回避されたが、税制や社会保障制度の抜本改革といった課題は全て先送りされている。

4) 2015年超党派予算法

2016年度予算を巡って、2015年10月1日の2016会計年度開始前日に暫定予算が成立しており、12月11日までの財政運営は可能になっていた。ただ民主党と共和党の予算を巡る対立は続いていたが、債務上限の引き上げがないと11月3日に債務不履行になるリスクが迫っていたので、オバマ政権と民主・共和両党との間で財政に関する合意が急速実現し、11月2日に「2015年超党派予算法」が成立した。

その内容は、①2017年3月15日まで債務上限を適用しない、②2016年度、2017年度の裁量的支出のキャップが500億ドル、300億ドル引き上げられる、③裁量的支出のキャップの枠外で、追加の軍事費（海外緊急対応作戦費：OCO）が、2016年度、2017年度で、それぞれ160億ドルずつ上乗せされる、④裁量的支出のキャップを緩和する一方で、その財源として、義務的経費の上限設定の期限を2024年度から2025年度に1年延長し、戦略的石油備蓄の売却などを盛り込み、2025年度までの10年間で歳出増加分に相当する財源確保策を措置する、⑤2016年度について、46億ドル分のメディケアの保険料徴収の緩和が実施されるというものである¹⁰⁾。

以上、オバマ政権下における財政健全化過程を見てきたが、民主党と共和党の財政健全化の考え方の相違、それに単なる財政健全化ではなく景気対策を絡めた立場の相違があって、なかなか合意が得られない状態が新年度予算の審議の度に発生している。そして、財政運営を規律する債務上限が政治的に使われ、債務不履行のリスクが迫ってようやく両党の妥協が成立するということを繰り返している。その中で、決められない時のやむをえざる措置として、2011年予算管理法で設けた強制歳出削減措置が、皮肉にも有効な財政健全化装置として作動している。ただ、財政健全化という点からすれば、2011年財政管理法で設けられたキャップ制と強制歳出削減措置によって、裁量的経費が相当削減されたが、義務的経費は増え続けたということである。また、「財政の崖」の議論に見られるように、強制歳出削減措置が作動し過ぎて景気の腰折れを招くことには、両党とも及び腰で、緩和措置を設けるといような複雑なことも行っている。それでも結果的に見れば、表3の収支尻に示されるように、オバマ政権期に連邦財政収支（赤字）は大幅な改善を見せている。

10) 財政制度等審議会財政制度分科会（2014）、資料2-2「税制健全化に向けた取組②」；三菱UFJモルガン・スタンレー証券（2015）、『景気循環研究所レポート：米国超党派予算法可決、16、17年度景気を押し上げ』10月30日、2ページ。

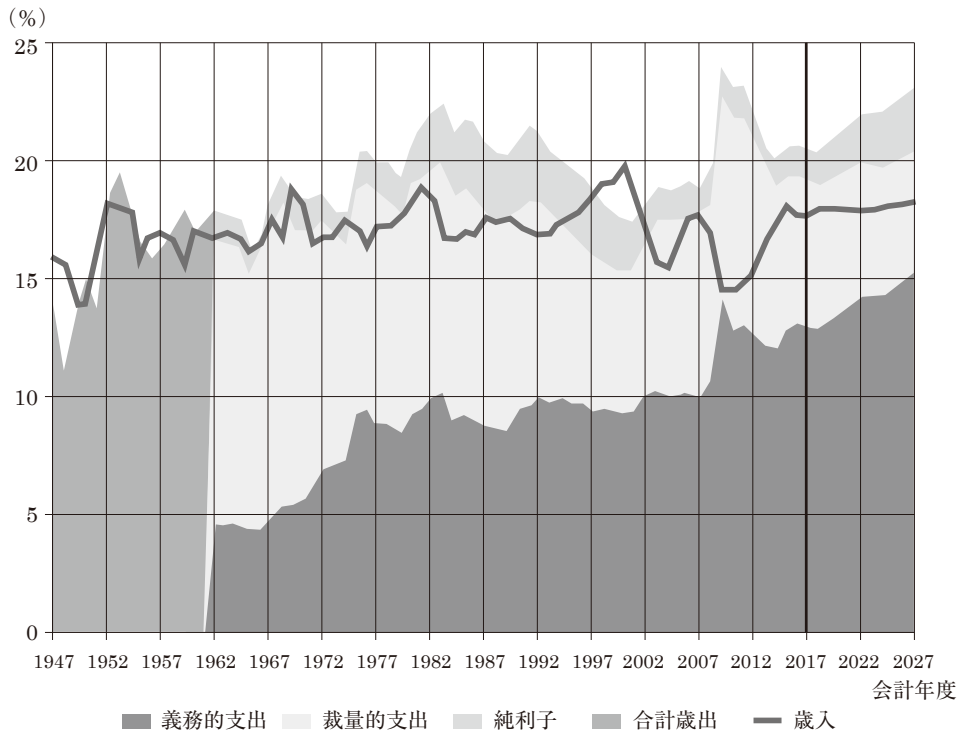
II オバマ政権の経済格差縮小政策の成果と課題

1. 連邦福祉財政の膨張と連邦財政赤字の構造化

(1) 福祉関連エンタイトルメント支出（＝見える福祉国家）の膨張

連邦歳出の第二次世界大戦後の推移を図1で見て、その特徴を捉えてみよう¹¹⁾。連邦歳出は、裁量的支出、義務的支出、純利子の3つに分類される。裁量的支出は、毎年の歳出予算法でコントロールされている。義務的支出はエンタイトルメント・プログラムの支出や毎年の歳出予算法以外の法律でコントロールされている支出を含んでいる。ただ、社会保障、メディケア、メディケイドのようなエンタイトルメント・プログラムは、義務的支出の大半を占めている。議会は、毎年決まった金額を歳出予算に計上するよりもむしろ、エンタイトルメント・プログラムの資格要

図1 連邦歳出（対GDP比）の推移（1947-2027年度）



注) 1947-2016年度の数値は実績値で、2017-2027年度の数値は現行法を基準にした推定値である。1947-1962年度は、OMBのデータがその期間の構成費目を区分していないので、合計支出だけを表示している。
出所) Office of Management and Budget (2017b), Table 1.2 and Congressional Budget Office (2017), *An Update to the Budget and Economic Outlook: 2017 to 2027*. June 29より作成。

11) Driessen (2017), pp. 5-7.

件や給付について決めている。したがって、特定の義務的プログラムについて、資格要件が満たされるならば、それ以上の議会の行動がなくても支出はなされる。

連邦歳出の対 GDP 比は1966年以降では、2000年度が17.6%と最も低く、2009年度が24.4%と最も高くなっている。2016年度は20.9%で、以後上昇していき、議会予算局のベースライン（現行制度を前提とした）予測では2027年度に23.6%になると見込まれている。つまり連邦経費の絶対的・相対的膨張が続くということである。

裁量的支出と義務的支出の定義が1962年に行われた時には、裁量的支出は最大の支出カテゴリーで、1968年度には13.1%のピークを記録した。その後裁量的支出の対 GDP 比は次第に下がっていき、2000年度には6.1%にまでなった。2000年度と2010年度の間は、2001年9月11日の同時多発テロを受けての国土安全保障支出増や2007-09年大不況の景気対策で、連邦支出は増加し、2010年度には対 GDP 比9.1%にまで上昇した。2016年度現在は、裁量的支出の対 GDP 比は6.4%となっている。議会予算局のベースライン予測では、裁量的支出は2027年度までに GDP の5.4%まで低下すると見込まれている。

図1を見ると、裁量的支出と義務的支出の推移は対照的である。義務的支出は、1962年には対 GDP 比4.7%で、裁量的支出よりずっと少なかった。その後、まず社会保障やメディケアのような大きな義務的プログラムの加入が増え、さらにこれらのプログラムの規模の拡大以上に人口や経済の変動が起こったため、義務的支出は一貫して増大した。2009-12年度期は大不況対応で所得保障プログラムの支出が増えたため義務的支出水準は高く、特に2009年度にはこれまでで最高の対 GDP 比14.5%を記録した。2016年度現在では13.2%となっている。議会予算局の予測では、義務的支出は2027年度には対 GDP 比15.4%になる見通しである。

表3には、オンバジェットとオフバジェットの合計歳出額と内訳が示されている。連邦歳出を構成する主要費目のうち医療（メディケイド中心）、メディケア、所得保障、社会保障のほとんどが福祉関連エンタイトルメント支出であり、したがって義務的支出である。1997年度から2016年度までの20年間の変化を見てみよう。社会保障（公的年金）は2割超のシェアを持つが、構成比の上昇はわずかである。医療（メディケイド中心）とメディケアを合わせた構成比は、1997年度に19.6%であったが、2016年度には28.2%にもなっている。所得保障の構成比は1997年度14.7%で2016年度12.7%なので、これは構成比が幾分下がっている。福祉関連エンタイトルメント支出は全体として1997年度の57.1%から2016年度の65.8%へと大幅に構成比を高めている。オンバジェットとオフバジェットの合計歳出額の規模が1997年度の1兆6011億ドル、2016年度には3兆8526億ドルへと2.4倍にも拡大しているが、まぎれもなくそれを牽引しているのはこれら福祉関連エンタイトルメント支出である。福祉関連エンタイトルメント支出が連邦歳出合計の65.8%を占めるのは、連邦政府の役割がそうした広義の福祉業務に向けられていることを意味し、「見える福祉国家」を形作っていると言える。しかもその「見える福祉国家」はなお膨張傾向にあり、中でも医療関係

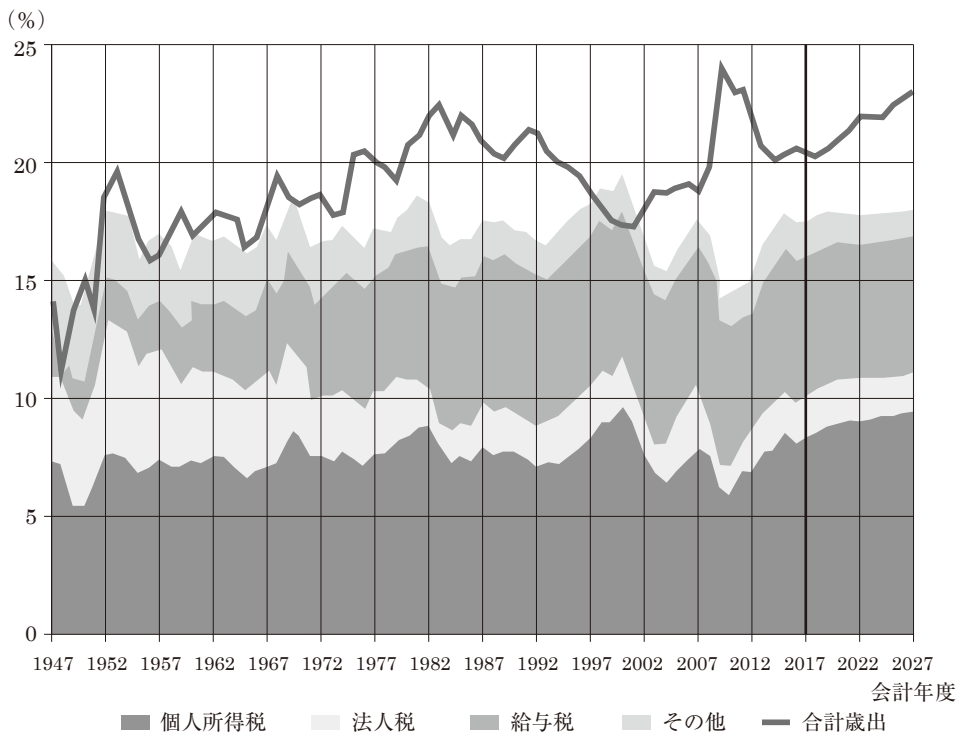
の経費の膨張は著しい。

（２）フラットな連邦歳入水準と連邦財政赤字の構造化

連邦歳入の第二次世界大戦後の推移を図2で見て、その特徴を捉えてみよう¹²⁾。連邦歳入の対GDP比は1960年代以来15～21%の間を動いていて、平均すれば約18%（1947年以来であれば17.2%）となる。第二次世界大戦後の連邦歳入は2000年度の対GDP比約21%がピークである。逆に、2009年度に連邦歳入は対GDP比15%の最低水準になっている。大不況で連邦税収は落ち込んだが、景気の回復とともに、2016年度には対GDP比17.8%となり、1960年代以来の平均水準に近付いている。

次に図2で、連邦歳入の主な税目の推移を見て、特徴を捉えてみよう。1940年代中頃以来個人所得税が連邦歳入の最も重要な財源である。しかも個人所得税の対GDP比は、比較的安定している。ただ、2000年代に入ってかなり変動が見られる。2001年・2003年のプッシュ大型減税とその減税期限の2008年から2010年までの延長及び2010年から2012年までの再延長、2007-09年大不況に

図2 連邦歳入（対GDP比）の推移（1947-2027年度）



注) 1947-2016年度の数値は実績値で、2017-2027年度の数値は現行法を基準にした推定値である。

出所) Office of Management and Budget (2017b), Table 1.2 and Congressional Budget Office (2017), *An Update to the Budget and Economic Outlook: 2017 to 2027*. June 29より作成。

12) Driessen (2017), pp. 9-11 ; Sherlock and Marples (2014), pp. 14-15.

よる減収と景気回復に伴う増収が変動の主因である。

法人税は、第二次世界大戦後第2位の連邦歳入源であったが、1960年代に給与税に第2位の地位を奪われ、それ以降第3位の地位のままである。給与税は、老齢・遺族・障害年金の給付を賄う社会保障税と、メディケア入院保険を賄うメディケア税、失業保険給付を賄う失業保険税から成る。老齢・遺族・障害年金の制度拡充、制度成熟やメディケアの制度導入、制度拡充等に対応するための財源確保の必要から、給与税の増徴がはかられてきた。表3でオンバジェットとオフバジェットの合計連邦歳入額の内訳を見ておこう。2016年度現在、個人所得税47.3%、法人税9.2%、給与税・退職拠出金34.1%となっている。

さてここで、連邦歳入の趨勢と連邦歳出の趨勢の両方を見ながら、アメリカ財政の今後を考えてみよう。連邦歳入の対GDP比が、これまでの平均約18%水準（最大でも21%水準）を維持し続けるとすれば、今後ベビーブーマー世代が続々と退職し、高齢化が一段と進むと医療を中心に福祉エンタイトルメント支出の圧力が高まり連邦歳出が対GDP比20%を超えざるをえず、その収支ギャップをどう埋めるのかが大きな問題となる。つまり連邦財政赤字は、構造化する可能性が高いのである。債務残高の対GDP比は、表4に示されるように先進5カ国の中では比較的低い方であるが、表3に示されるように、財政健全化努力の中でも債務残高は増え続けており、その傾向は一層進むように思われる。

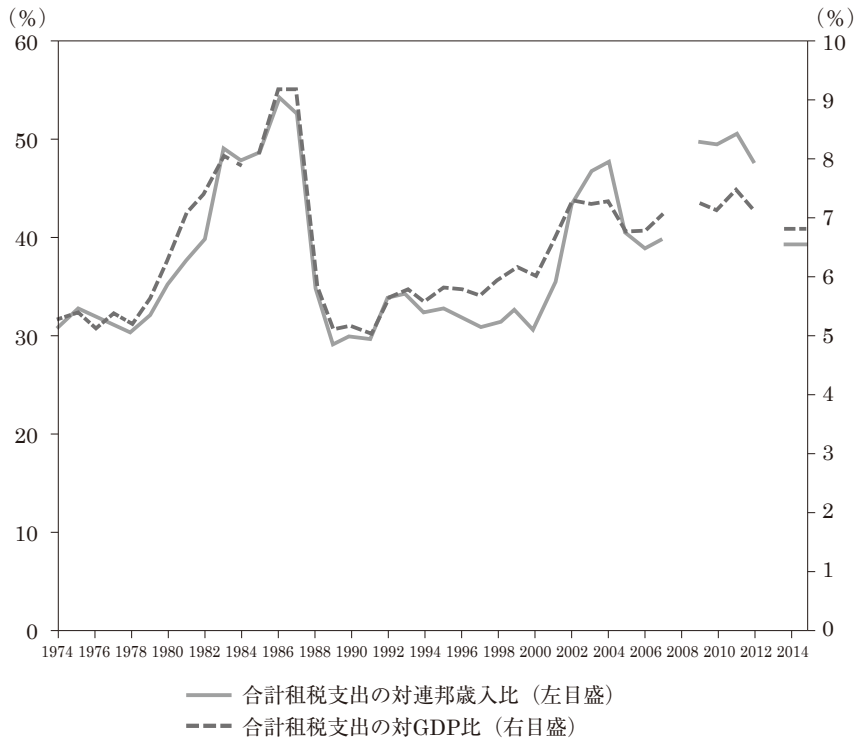
それだけに連邦歳入を強化していかねばならない。図2の連邦歳入の内訳を見ても明らかなように、これまでのように連邦歳入全体の対GDP比の水準が比較的に変わらずに推移し、また個人所得税の対GDP比の水準もそう大きな変化がないとすれば、福祉関連エンタイトルメント支出の膨張を支える財源は給与税の増徴に求めざるをえず、逆に法人税は財源としてあまり期待できないものになっていかざるをえない。しかし、給与税の増徴にも限度がある。給与税の仕組みを変えなければ、現行のままだと逆進的な税となっているので、給与税の増徴は逆進的な税の拡大を意味し、一方で福祉関連エンタイトルメント支出拡大により所得再分配機能の強化がはかれながら、他方で連邦税制全体の累進性を弱めることによって所得再分配機能を弱体化させることになる。

連邦政府の歳入面を強化するには、消費新税の導入を考えないとすれば、結局個人所得税の租税支出を整理して課税ベースを広げるか、給与税を累進的な税に変えていくかにかかっているということになる。

(3) 福祉関連の租税支出 (= 隠れた福祉国家) の拡大と連邦歳入の侵食、過半の租税便益の富裕層への帰着

連邦財政の考察において、財源調達機能の面からも所得再分配機能の面からも、見落とせないのは巨額の租税支出の存在である。租税支出は、税法上の非課税、所得控除、税額控除、軽減税率などの特別措置によって生じる税収の喪失のことである。連邦政府の歳入が侵食されるだけでなく、特定の個人や法人に特別の減免税による便益が生じる。しかしその租税便益の帰着には偏り

図3 合計租税支出の対連邦歳入比と対 GDP 比（1947-2027年度）



注) 合同租税委員会は2007年と2013年の租税支出推計値を公表していない。
出所) Marples (2015), p. 7.

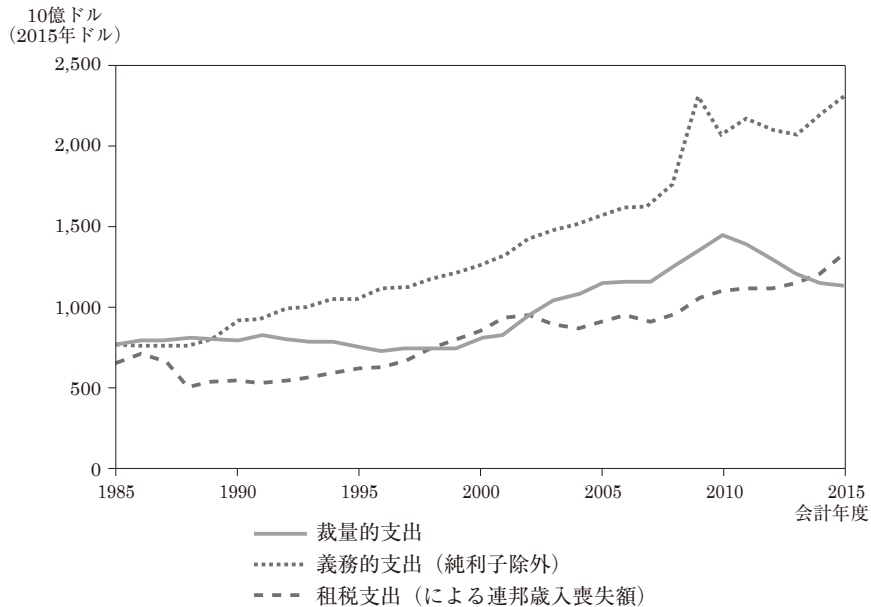
がある。

連邦政府の租税支出の趨勢を図3で見よう。図3は合計租税支出の対連邦歳入比と対GDP比を示している。1970年代後半から1980年代前半にかけて合計租税支出は対連邦歳入比で30%強から50数%に、対GDP比で5%強から9%水準に飛躍的に増大したが、1986年のレーガン税制改革（課税ベースの拡大と税率のフラット化）によって、2つの指標は1974年水準にまで戻っている。その後は、租税支出の対GDP比は緩やかに上昇していくが、対連邦歳入比は2001年・2003年ブッシュ減税までは相対的にはフラットな状態にあった。しかしブッシュ減税法制定後は2つの指標がともに高い水準に来ている¹³⁾。

租税支出はときに「租税コードを通した支出」と呼ばれる。そこで、図4により、連邦政府の租税支出（による歳入喪失額）と実際の支出（義務的支出と裁量的支出）の金額的伸びを比較してみよう。1986年レーガン税制改革で租税支出が大きく整理された頃は、租税支出と義務的支出と裁量的支出の三者の金額にはそれほど差がない。しかしその後、メディケイド、社会保障（年金）

13) Marples (2015), pp. 7-8.

図4 義務的支出や裁量的支出と比較しての租税支出による連邦歳入喪失額
(1985-2015年度)



出所) U. S. GAO (2016), p. 13.

等福祉関連エンタイトルメント支出が牽引する義務的支出は一番大きく伸びている。裁量的支出と租税支出の金額的伸びは義務的支出と比べて緩慢ではあるが、そして裁量的支出の方が租税支出を金額的に上回る年が多いが、2015年度には租税支出の方が裁量的支出を金額的に少し上回るようになっている。

また2015年度において、租税支出と義務的支出を金額的に比較すれば、租税支出は義務的支出の半分をやや上回る規模となっている。つまり租税支出によって、義務的支出の半分を上回る程度、裁量的支出を少し上回る程度の連邦税収が侵食されているのである。

管理予算局 (OMB) の2015年度の租税支出推計を見ると、合計1兆3390億ドル超の金額になるが、そのうち個人所得税の租税支出が1兆2080億ドル (90.2%)、法人税の租税支出が1310億ドル (9.8%) となり、個人所得税の租税支出が圧倒的に大きい¹⁴⁾。

さて、租税支出はどのような分野にその予算が充てられているのか、2018年度租税支出予算に関する財務省租税政策局のデータ¹⁵⁾ に拠って説明しよう。挙げられている最大13個 (うち勤労所得税額控除は租税政策研究所が加えたもの) の租税支出の2018年度合計金額は、1兆1150億ドルにな

14) OMB (2014), pp. 205-219, Table 14-1~Table 14-4.

15) US Department of the Treasury, Office of Tax Policy (2016), *Tax Expenditures-FY2018* Table 1, Table 3.

る。2018年度の租税支出全体は1兆5000億ドル超なので、最大13個の租税支出だけで租税支出合計の7割強となる。13個の租税支出のうち、外国子会社からの所得課税猶予と機械・設備の加速度償却は企業向けで、13個の租税支出合計の10.1%と4.5%を占める。したがって残り11個の租税支出は、個人向けで85.4%になる。その内訳割合を書くと、医療保険・医療費雇主拠出金控除21.1%、帰属家賃純所得控除10.1%、キャピタル・ゲイン軽減税率9.7%、雇主確定給付年金制度6.4%、雇主確定拠出年金制度6.2%、住宅所有者ローン利子控除6.1%、勤労所得税額控除5.7%、持家以外に課される非事業州・地方税控除5.7%、児童税額控除4.9%、死亡時キャピタル・ゲイン非課税4.9%、教育・医療以外の慈善寄附金控除4.6%である。この内訳を見ても分かるように、個人向け租税支出のうち、キャピタル・ゲインの優遇措置を除くと、8割強が医療、年金、住宅、労働、児童、慈善等の広義の福祉が租税支出の機能となっている。これは、連邦歳出の義務的支出（福祉関連エンタイトルメント支出）に示される「見える福祉国家」に対し、連邦所得税制に潜む「隠れた福祉国家」の存在を意味している。

しかし、福祉国家を経済学的に定義すれば、所得再分配国家ということになるが、「隠れた福祉国家」が、「見える福祉国家」のような所得再分配機能を果たしているのであろうか。2011年度の全租税支出の租税便益がどの所得階層に帰着したのかを分析した Baneman et al. (2012) の研究によって説明しよう。その研究は、租税政策研究所のシミュレーションモデルを使って、租税便益がトップ1%層24%、95~99%層17%、90~95%層12%、80~90%層14%、第4分位層14%、第3分位層10%、第2分位層8%、第1分位層3%の割合で帰着していることを明らかにしている¹⁶⁾。これを見ても明らかのように、租税支出の便益は第5分位（高所得層）に67%が帰着し、しかもトップ1%層に24%も便益が帰着している。「隠れた福祉国家」は、「見える福祉国家」の所得再分配機能を削ぐような働きをしている。しかし、「隠れた福祉国家」が「見える福祉国家」の所得再分配機能を完全に奪っているわけではない。

それは、表5を見ればよく分かる。同表のA欄を見ると、課税前所得の所得階層別分布と比べて、租税便益の所得階層別分布の方が、階層間格差が大きい。結果として、課税前所得に対する租税便益の割合は、所得階層の上位に行くほど高くなるように一見思えるが、実際にはそうっていない。課税前所得に対する租税便益の割合は、確かに第5分位（富裕層）の方が、それ以下の分位より高い。しかし、第1~第4分位間で比較すれば、下位の分位（第1分位と第2分位）の方が中間の分位（第3分位と第4分位）よりその割合が高い。これは、同表B欄を見れば説明がつく。つまり、各種租税支出の中で給付付き税額控除だけが、課税前所得に対する租税便益の割合が下位分位の所得層に高くなっていて、所得再分配効果を発揮していることが大きく影響しているからである。

16) Baneman et al., (2012), p. 9, Table 4.

表5 事業所得を除く個人所得に関する租税支出（2015年）

A 事業所得を除く個人所得に関する租税支出の所得階層別分布								
現金所得分位	課税前所得に対する租税 便益の割合 (%)	租税便益の割合 (%)	課税前所得の割合 (%)	租税負担の割合 (%)				
第1分位	6.7	3.6	4.3	0.8				
第2分位	7.5	7.9	8.5	3.4				
第3分位	6.3	10.8	13.9	9.2				
第4分位	6.3	15.8	20.4	17.5				
上位80~90%層	7.2	12.6	14.2	14.3				
上位90~95%層	7.6	9.3	9.9	10.8				
上位95~99%層	7.9	12.2	12.5	15.9				
トップ1%	13.4	27.5	16.6	27.9				
合計	8.1	100.0	100.0	100.0				
B 個人所得に関する各種租税支出毎の課税前所得に対する租税便益の割合								
現金所得分位	非課税 (%)	キャピタル ゲイン・配当 軽減税率 (%)	項目別 控除 (%)	所得調整 控除 (%)	非給付付き 税額控除 (%)	給付付き 税額控除 (%)	その他 (%)	合計 (%)
第1分位	0.6	0.2	0.0	0.0	0.1	5.4	0.0	6.7
第2分位	2.7	0.4	0.1	0.1	0.2	4.0	0.0	7.5
第3分位	3.5	0.6	0.4	0.1	0.1	1.5	0.0	6.3
第4分位	3.3	0.9	0.7	0.1	0.1	0.6	0.0	6.3
上位80~90%層	4.0	1.3	1.2	0.1	0.1	0.3	0.1	7.2
上位90~95%層	4.4	1.4	1.5	0.1	0.1	0.0	0.1	7.6
上位95~99%層	4.3	1.9	1.7	0.1	0.0	0.0	0.1	7.9
トップ1%	2.7	7.3	2.1	0.1	0.1	0.0	0.3	13.4
合計	3.4	2.1	1.1	0.1	0.1	0.9	0.1	8.1
C 個人所得に関する各種租税支出毎の租税便益の分布								
現金所得分位	非課税 (%)	キャピタル ゲイン・配当 軽減税率 (%)	項目別 控除 (%)	所得調整 控除 (%)	非給付付き 税額控除 (%)	給付付き 税額控除 (%)	その他 (%)	合計 (%)
第1分位	0.8	0.3	0.1	1.0	3.1	24.3	0.4	3.6
第2分位	6.7	1.2	0.8	6.7	14.0	36.1	3.3	7.9
第3分位	14.2	3.6	4.6	17.3	18.5	21.2	5.0	10.8
第4分位	19.9	7.8	14.3	21.4	18.9	13.4	7.4	15.8
上位80~90%層	16.8	7.8	15.2	13.7	10.7	4.2	8.6	12.6
上位90~95%層	12.8	6.0	13.5	9.3	6.0	0.4	7.9	9.3
上位95~99%層	15.8	10.6	19.3	16.8	5.1	0.0	10.2	12.2
トップ1%	13.0	62.2	32.3	13.6	23.6	0.0	57.2	27.5
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出所) Toder, Eric, Daniel Berger and Yifan Zhang (2016), pp. 8-9 より作成。

C欄を見ると、非給付付き税額控除は、比較的第3分位と第4分位の中間層に有利に作用している。それ以外の租税支出の便益は、所得層が上位に上るほど有利となっている。

以上述べたように、連邦税制には義務的支出に匹敵するような租税支出が存在し、連邦歳入を侵食しているだけでなく、租税支出の中身が福祉関連のものが多く「隠れた福祉国家」を形作っ

ているが、実際には租税支出の便益の過半は富裕層に帰着し、「見える福祉国家」の所得再分配効果を削ぐ作用をしている。

そのこのところをもう少し詳しく説明しておこう。連邦財政の所得再分配効果は政府移転（＝見える福祉国家）と累進税制（特に個人所得税）によって発揮される。税の累進性は法定累進税率と課税ベースの大きさによって決まる。ところが、課税ベースが租税支出（＝隠れた福祉国家）によって侵食され、かつ租税支出の便益が高所得者に帰属するとすると、税の累進性は低下し、低下した分だけ所得再分配効果を削ぐことになる。

2. オバマ政権の経済格差縮小政策の成果と課題

（1）オバマ政権の経済格差縮小政策の結果

アメリカの連邦財政には、歳出面での義務的支出（福祉関連エンタイトルメント支出）という形での「見える福祉国家」と歳入面（連邦税制）での租税支出（福祉目的の減免税）という形での「隠れた福祉国家」が存在し、しかも2つの「福祉国家」は拡大し続けている。その2つの「福祉国家」の所得再分配効果が、アメリカの所得格差をどの程度縮めているのかについては、片桐（2017）で詳細に明らかにしている。

それを簡単に説明しよう¹⁷⁾。市場所得の格差は、ジニ係数で見て1981年度の0.487から2013年度の0.596へとほぼ一貫して悪化している。この市場所得の格差を縮めるべき政府移転と税制の平準化係数は、1986年度の19.2%が一番小さく、2009年度が一番大きく26.3%であって、7.1%ポイントの幅の中で市場所得の格差縮小がはかられている。しかし、その程度の平準化効果では、市場所得の拡大する格差の歯止めにはなりえず、結果的に政府移転後課税後所得はジニ係数で見て1981年度の0.370から0.443へと格差が拡大している。

とすると、2007-09年大不況以降のオバマ政権の所得格差縮小努力は、前のブッシュJr. 政権と変わらなかったのだろうか。片桐（2017）に掲載した表7「世帯所得のジニ係数及び平準化係数とその内訳の推移（1981-2013年度）」を使って説明しよう¹⁸⁾。2001年度から2008年度までのブッシュJr. 政権期の政府移転と租税による平準化係数は、8年間平均で22.9%であり、一番値の高い2001年度は23.3%であるのに対し、オバマ政権期の政府移転と租税による平準化係数は2009年度から2013年度までの5年間平均で25.8%であり、一番高い2009年度では26.3%となっている¹⁹⁾。したがって、オバマ政権は2007-09年大不況からの経済復興・成長を目指しつつ、ブッシュJr. 政権よりは経済格差の縮小に取り組み、成果をそれなりに上げているということになる。実際ブッシュJr. 政権期の政府移転後課税後所得のジニ係数は、2007年度の0.465が任期中で一番大きかったが、

17) 片桐（2017）、223-226ページ。

18) 片桐（2017）、224ページ、表7参照。

19) 片桐（2017）、224ページ、表7参照。

オバマ政権下での最新のデータが得られる2013年度のジニ係数は0.442で、ブッシュJr. 政権下の2007年度より経済格差の縮小が認められる。

(2) オバマ政権の経済格差縮小政策の取り組み

ここで改めてアメリカの各種格差拡大の進行状況を見ておこう。表6はアメリカの各種格差の

表6 1980年と情報の得られる最近年の格差不平等の程度

	区分	1980年	情報の得られる最近年
所得	トップ1%層の所得割合		
	市場所得（政府移転前所得）	10%	18%
	課税所得（政府移転所得を含む）	9%	15%
	課税後所得（課税前所得－連邦税）	8%	12%
	下位90%層の所得割合		
	市場所得（政府移転前所得）	67%	57%
	課税前所得（政府移転所得を含む）	70%	62%
	課税後所得（課税前所得－連邦税）	72%	66%
	90%層に対する10%層の所得倍率	9.4	12.1
	50%層に対する10%層の所得倍率	3.9	4.2
	ジニ係数		
市場所得（政府移転前所得）	0.48	0.60	
課税前所得（政府移転所得を含む）	0.40	0.48	
課税後所得（課税前所得－連邦税）	0.36	0.44	
CEO報酬の労働者報酬に対する倍率	34	276	
資産	トップ1%層の資産割合		
	消費者の家計調査	30%	36%
	2016年のビトカー他の調査	27%	33%
	2016年のサエズ＝ズックマンの調査	24%	42%
	トップ10%層の資産割合	68%	76%
消費	第5分位層の第1分位層に対する所得倍率	2.46	3.35
	ジニ係数	0.22	0.26
賃金	ジェンダー間支払格差	0.40	0.20
	人種間支払格差		
	黒人と白人	0.25	0.20
	ヒスパニック系と白人	0.24	0.30
	85歳まで生きる可能性の点での50歳の第5分位所得層と第1分位所得層の間の可能性割合の開差（パーセント・ポイント）		
	男	18	40
女	14	45	
健康	最貧困カウンティの0～4歳児死亡率の最富裕カウンティの0～4歳児死亡率に対する倍率		
	男	1.9	1.6
	女	1.9	1.6

出所) Council of Economic Advisers (2017b), p. 157.

程度を1980年と情報の得られる最近年とで比較したものである。所得、資産、消費のいずれの格差もこの30数年の間に進んでいる。ただ、賃金に関してはジェンダー間支払格差、健康に関しては0～4歳児死亡率のカウンティ間格差等で、格差が縮まっている面も見られる。

さて、オバマ政権は2007-09年大不況からの復興・成長政策の推進過程で、経済格差縮小にどのように取り組んだのであろうか。結論的に言えば、①2009年復興法に代表される復興・成長政策により経済回復がもたらされ、大きく失業率が下がり、失業者の多い低所得層の所得水準が上昇したこと、②一連の租税政策によって高所得層の税負担が増え、低所得層の税負担が軽減されたこと、③2010年医療費負担最適化法（オバマケア）が2014年から本格的に適用されるようになって、低所得層にとっての医療格差が大きく改善したことで、経済格差は縮まったと言える。この3つの経済格差縮小要因を根拠づけたのは、オバマ政権が成立させた法律である。それを一覧表にしたのが、表7である。この3つの経済格差縮小要因について説明しよう。

1) 復興・成長政策による失業率の低下と経済格差の縮小

もう一度表1に戻って見てみよう。2007-09年大不況に対する、公共投資と減税を柱とする2009年復興法及びその後続財政立法によって、民間雇用者数は2009年の1億3987万7000人から2016年の1億5143万6000人へと1155万9000人も増えている。失業率は2009年の9.3%から2016年の4.9%へと大幅に低下している。民間賃金・給与は、2009年の6億2514万ドルから2016年の8億852万ドルへと1億8338万ドルも増えている。経済回復によって、このように労働市場が好転したため、低所得層の所得は押し上げられた。

また、2009年復興法に定められたセーフティネット強化等の個人に対する臨時の支援措置（失業保険給付延長・拡大、補足的栄養支援プログラムの拡大、ベル補助金の拡大等）も、低所得層の所得を押し上げた。

他方、高所得層は投資所得が多いが、経済回復が緩やかであったことに加えて2010年金融規制改革法が成立したため、バブル期のような投機的行動に走ることもできなくなって、また2012年税法で高所得層に対する税負担が重くなったこともあって、彼らの所得シェアを上げることはならなかった。

2) 医療費負担適正化法（オバマケア）の実施による経済格差の縮小

CEA（2017）を参考に説明しよう²⁰。医療費負担適正化法（オバマケア）は、2010年3月に制定され、2014年から本格的に実施されている。2008年には、4400万人が医療保険に加入していなかった。既往症のある人は医療保険からしばしばはじき出されていた。多くの人々にとっては手頃な値段で医療保険に加入するのは難しかった。オバマケアの導入によって、2016年の初めまでに2000万人が新たに医療保険に加入し、無保険者率は8.9%にまで下がった。オバマケアは、若者、少数

20) Council of Economic Advisers (2017b), pp. 165-170.

表7 主な経済復興法、医療改革法、税法の年表（2009-2015年）

主な法律	制定日	不平等に関係する重要規定
2009年アメリカ復興・再投資法 (復興法)	2009年 2月17日	<p>経済に対する反循環的財政支援を定めた。</p> <p>復興法は、</p> <p>①メイク・ワーク・ペイ（働くことが経済的に見合う）税額控除を創設。 これは、2009年と2010年に個人には400ドル、夫婦には800ドルまでの給付付き税額控除を与えるものである。</p> <p>②勤労所得税額控除（EITC）と児童税額控除（CTC）の拡大。 これは、2009年と2010年に就労している家族に給付付き税額控除を与えるものである。</p> <p>③アメリカ機会税額控除（AOTC）。 これは、2009年と2010年に高等教育費の支払いを支援するための給付付き税額控除である。</p> <p>④個人に対する臨時の支援措置。 ・失業保険給付を延長し、拡充した。 ・補足的栄養支援プログラムを拡大した。 ・ベル補助金を拡充した。 ・その他個人に対する援助を拡大した。</p> <p>⑤州に対する臨時の財政救済措置。 ・メディケイド支払いやイノベーションを促し、教育労働者の解雇を防ぐための教育補助金を増額した。</p>
患者保護・医療費負担適正化法 (医療費負担適正化法)	2010年 3月23日	<p>アメリカの医療制度を改革した。</p> <p>医療保険加入者を拡大し、医療費を削減し、医療の質を改善するために医療制度改革を行った。財源は、医療政策と租税政策の改革で賄うこととした。医療費負担適正化法（ACA）は、</p> <p>①貧困水準の138%まで個人をカバーするためにメディケイドプログラムを拡大する州への連邦支援を定めた。</p> <p>②低所得、低中所得、中所得層のアメリカ人が医療保険に加入するのを支援するために、保険料税額控除制度や患者負担軽減制度を創設した。 また、医療保険改革や個人責任要件の設定を行った。</p> <p>③高所得世帯に対して0.9%ポイントメディケア給付税率を引き上げ、高所得世帯の投資所得への課税を延長した。</p>
2010年失業保険再認可・雇用創出法	2010年 12月17日	<p>2001/2003年所得税減税を2012年まで延長した。</p> <p>遺産税を基礎控除500万ドル、税率35%で再導入した。</p> <p>給与税を2011年について2%ポイント軽減した。</p> <p>復興法の EITC と CTC の改正及び AOTC を2012年まで延長した。</p>
2012年中間層租税負担軽減・雇用創出法	2012年 2月22日	<p>給与税の2%ポイント軽減措置を2012年まで延長した。</p>
2012年アメリカ納税者救済法	2013年 1月2日	<p>高所得世帯に対しては、2001/2003年所得税減税措置を廃止し、その他の所得層の世帯に対しては、その措置の恒久化をはかった。</p> <p>遺産税の税率を40%に引き上げた。</p> <p>復興法の EITC と CTC の改正及び AOTC を2017年まで延長した。</p>
2015年アメリカ国民増税保護法	2015年 12月18日	<p>復興法の EITC と CTC の改正及び AOTC を恒久的に延長した。</p>

出所) Council of Economic Advisers (2017b), p. 155.

人種、低所得者を含む、加入率の低い人々に対して無保険者率を大きく引き下げたので、年齢、人種、所得毎の医療保険加入の格差を減らした。

オバマ大統領は2010年3月に、オバマケアを成立させることで包括的な医療保険制度改革を行った。オバマケアは、全ての医療保険申請者に、健康状態にかかわらず同じ条件で医療保険を提供するよう保険者に求めた。家族は保険加入を拒絶されないし、また法律は医療保険加入が手

頃な値段でできることを保証するために財政的支援を与えてくれると確信が持てるので、医療保険市場を利用して医療保険を比較して購入することができるようになった。オバマケアはまた、低所得者にメディケイドを拡大するために州への財政的援助を定めた。

医療保険の劇的な拡大を促すために、オバマケアは、メディケイド・プログラムを拡大する州への財政的支援と、全てのアメリカ人に手頃な値段で医療保険に加入できるように、個別市場で医療保険を購入するのに財政的支援を行うことを併せて行った。これらの政策は、直接的に貧困と所得格差を減らすことになった。財務省の推計では、2017年にオバマケアへの加入で第10分位の最低所得者の所得が25%上がり、第5分位の最低所得層の所得が16%上がる。また、第2分位の世帯の所得は5%上がる。

3) オバマ政権の減税政策の実施による経済格差の縮小

CEA (2017) を参考に説明しよう²¹⁾。オバマ大統領は就任以来表7に示されるように、勤労者や中間層世帯の就労を支援し、貧困を減らし、多くの機会が得られるようにするために新しい租税法を制定し、高所得者に対するクリントン時代の税率を復活し、全てのアメリカ国民が最適な医療保険に加入できるようにするために新しい税額控除を創設し、オバマケアの加入者拡大を高所得者に対する責任のある増税で完全に支払えるようにした。

これらの租税政策は、主に低所得の勤労者世帯には児童税額控除を、子供が2～3人いる家族には勤労所得税額控除 (EITC) を拡大した。これらの政策は、2008年のブッシュJr. 政権の政策が続いていた場合よりも、2017年には2%程第1分位の所得を引き上げることになる。

オバマ政権が実施した増税は最も所得の高い階層に負担が集中した。2017年に平均して80万ドル以上の課税前所得があると想定される、トップ0.1%所得階層の世帯は、その年に平均して50万ドル以上の増税と税引後所得の9%の減収を被ることになる。トップ1%の世帯は、平均して3万ドルの増税と税引後所得の5%の減収を被ることになる。これらの高所得者への増税は、財政赤字削減とオバマケアで可能になった医療保険の加入者拡大の財源確保を支えることに加えて、直接的に税引後所得の格差を縮小させたのである。

4) オバマ政権の減税政策とオバマケアを合わせた経済格差の縮小効果

表8は、2009年以来の租税政策の変化と医療費負担適正化法 (オバマケア) の所得再分配効果を示したものである。同表の現金所得欄は、市場所得の他に政府移転所得が入っている。平均連邦税率は、個人所得税だけではなく、法人税、給与税 (社会保障税、メディケア税、失業保険税)、国内消費税、関税、遺産税・贈与税を含めての平均税率である。「2008年政策」欄はブッシュJr. 政権最後の年の平均税率を表示し、「現行政策」はオバマ政権終了年 (2017年) の平均税率を表示している。オバマ政権下の平均税率は、中低所得者減税と高所得者増税の主なものが含まれている。

21) Council of Economic Advisers (2017b), pp. 171-176.

表8 2009年以降の租税政策の変化と医療費負担適正化法の所得再分配効果

調整済 現金所得 分位 (100分位)	世帯数 (100万世帯)	現金所得 分布 (%)	平均連邦税率		2008年 政策から 現行政策までの 政府移転・租税 平均変化額 (ドル)	2008年 政策から 現行政策までの 課税所得の 変化率 (%)	課税後所得分布	
			2008年 政策 (%)	現行 政策 (%)			2008年 政策 (%)	現行 政策 (%)
0～10	16.4	1.0	-0.6	-10.3	-2,080	27.1	1.1	1.4
10～20	17.2	2.1	0.7	-4.5	-2,289	13.9	2.4	2.7
20～30	17.2	2.8	4.7	1.4	-2,079	9.4	3.2	3.5
30～40	17.2	3.7	7.4	5.5	-1,005	3.4	4.3	4.5
40～50	17.2	5.0	10.0	9.2	-410	1.1	5.7	5.7
50～60	17.2	6.6	12.7	12.3	-243	0.5	7.3	7.3
60～70	17.2	8.5	14.9	14.9	-7	0.0	9.2	9.2
70～80	17.2	11.2	17.5	17.6	70	-0.1	11.6	11.6
80～90	17.2	15.5	20.7	20.8	135	-0.1	15.5	15.5
90～100	17.2	45.1	26.4	28.9	9,710	-3.4	41.8	40.5
合計	172.1	100.0	20.2	20.9	180	-0.3	100.0	100.0
90～95	8.6	11.2	22.9	23.2	541	-0.4	10.8	10.8
95～99	6.9	15.2	24.6	25.4	2,706	-1.1	14.4	14.3
99～99.9	1.5	9.4	29.0	32.6	31,863	-5.0	8.4	8.0
トップ0.1%	0.2	9.4	31.0	37.7	548,941	-9.7	8.2	7.4

出所) Council of Economic Advisers (2017b), p. 193, Appendix.

そのため「現行政策」欄の平均税率は、「2008年政策」欄の平均税率より、中低所得層で低下し、高所得層で上昇している。つまり、オバマ政権の租税政策で連邦税制全体の累進性が高まったのである。

「2008年政策から現行政策までの政府移転・租税の平均変化額」の欄と「2008年政策から現行政策までの課税後所得の変化率」は、ブッシュJr. 政権からオバマ政権に変わることによって政府移転と租税を合わせた金額にどのような変化が生じたのか、また課税前所得と比べて課税後所得がどう変化したのかを表示している。これも見ての通り、中低所得層とりわけ低所得層は政府移転額（マイナス表示：税の逆と捉える）が大きくなっており、高所得層は税額が大きくなっている。また、課税前所得と比較して課税後所得は、中低所得層とりわけ低所得層で上昇率が大きく、最高所得層で下落率が高い。

以上の結果として、課税後所得分布は、ブッシュJr. 政権下の「2008年政策」よりオバマ政権下の「現行政策」の方が、当初の現金所得分布を中低所得層に有利に、高所得層に不利に作用している。つまりオバマ政権の租税政策や医療保険改革（オバマケア）は、経済格差を同表に示された程度にしたといえる。特に、トップ0.1%の最高富裕層は、大きく所得分布のシェアを下げている。2012年アメリカ納税者救済法による富裕層増税とオバマケアによる富裕層に対する給付税引上げ等が影響しているものと思われる。

おわりに

本論文は、オバマ政権8年間の主要政策（経済再生・財政健全化・経済格差縮小）について、その成果と課題を検証してきた。経済再生の面では、実質成長率や雇用の拡大、失業率の低下等多くの経済指標で先進5カ国の中でも、良い実績を上げている。しかしまた、労働生産性、経済格差、労働参加、経済的持続性問題等構造的問題も抱えており、これらの構造問題の改善がアメリカ中間層復活の鍵となる。

財政健全化の面では、アメリカは2007-09年大不況期における経済の落込みと大規模な財政支出動によって大きな財政赤字に陥ったが、その後の景気回復と財政健全化努力によって特に2012年度から2013年度にかけて連邦財政赤字を大幅に削減させている。財政健全化策として、民主党オバマ政権が義務的経費の維持と中・低所得者減税は擁護しつつ、軍事費を中心に裁量的経費の削減や富裕層増税を重要視したのに対し、共和党議会が義務的経費の削減、特にオバマケア廃止と企業や富裕層減税を重要視して対立していたが、その中で連邦財政赤字削減に大きく貢献できたものが2つある。1つは2012年アメリカ納税者救済法で、これによって、オバマ政権が望んだほどではないにしても、ブッシュ減税の富裕層優遇措置を廃止したために、事実上彼らに対する増税となったことが大きい。もう1つは、2011年の夏に与野党対立の中で生まれた予算管理法に規定されたキャップ制と強制歳出削減措置が、2013年以降予算をめぐる与野党の対立を越えて進む、歳出面からの財政健全化装置として作動したことが大きい。ただし、キャップ制と強制歳出削減措置によって大きく削減されたのは、裁量的経費（軍事費と民生費）であって、義務的経費（福祉エンタイトルメント支出）は増加しており、今後の連邦財政赤字の構造化要因として残っていることを見落としてはならない。その点で、財政健全化の程度は、他の多くの先進国よりアメリカの方が進んでいるとも言えるが、債務残高が膨らんできているのは見過ごせない。

経済格差縮小の面で、オバマ政権の実績はどうであろうか。アメリカ財政に経済格差を縮小させる所得再分配機能は歳出面では義務的支出（福祉エンタイトルメント支出中心）＝「見える福祉国家」を通して、歳入面では連邦税制（特に連邦所得税）の累進構造を通してそれなりに発揮されてはいる。しかし、1980年代以降で見て、経済のグローバル化に伴う産業構造の変化とそれに合わせての労働市場の変化の中で、市場所得の所得階層間格差が大きく広がってきたため、連邦財政の歳出・歳入面での所得再分配効果は、ジニ係数を2割程度引き下げる効果はあるものの、市場所得の所得階層間格差を縮めることができていない。特に連邦税制は累進税構造を取っているが、所得再分配効果の発揮は弱い。それは、連邦所得税の法定税率が累進的になっているものの、各種控除が多くあり、これが租税支出という形で裁量的支出に匹敵する程の規模で、しかもその控除の中身が広義の福祉分野なので、「隠れた福祉国家」と呼ばれることもあるが、非常に高所得

者に有利な制度（低所得者向けの税額控除より高所得者が利用しやすい所得控除が多い）になっていて、連邦税制の累進性を削ぐ作用をしている。さらにまた給与税が連邦税制の中で、所得税に次ぐ大きな比重を持つようになっているが、この税は大変逆進的な税なので、連邦税制の累進性を削ぐ作用をしている。以上のような理由から、アメリカは、早くから国民皆医療保険を実施してきた他の先進諸国と違って「見える福祉国家」の所得再分配機能も弱く、連邦税制も上記のように所得再分配機能が弱いため、市場所得の階層間格差を縮める力が先進国の中で最も弱い国になっている。その結果、先進国の中で最も経済格差の大きな国になっている。それはそうだとし、オバマ政権はこの状態に対して財政の再分配機能を少しでも強化できたのであろうか。その答えは、表7に示されるようなオバマケアや貧困対策と一連の租税政策によって、政府移転と連邦税制の累進性を強化し、財政の所得再分配機能を高めたので、1970年代以降のどの政権よりも経済格差縮小に貢献している。

しかし、経済が長期成長軌道に乗ったにもかかわらず市場格差は拡大している。財政の所得再分配機能は、オバマ大統領の努力は別にしてアメリカは総じて弱いので、中間層は衰退している。そこで、オバマ大統領が就任2期目の後半に打ち出したのが中間層経済学である。それによると、中間層所得は生産性向上、労働参加率上昇、結果の平等によって増えるという。特に、効率的に不平等を縮小するような政策に合わせて包括的な成長を促すような経済政策を選ぶことが決定的に重要だとする。具体的には、総需要の強化、機会均等の促進、市場支配力集中やレントシーキング行動の削減、移動性を促しながら不平等の結果から家族を護るといった諸政策を重視する²²⁾。つまり、中間層経済学は、経済格差の縮小が成長を促すというトリクルアップ経済学である。

こうした、民主党オバマ政権のトリクルアップ経済学に対し、共和党議会及びトランプ政権は、レーガン政権以来のトリクルダウン経済学に相変わらず固執している。共和党主導の連邦議会の合同経済委員会は、オバマ政権の経済政策をトリクルダウン経済学の観点から全面的に批判した上で、トランプ政権に期待して次のような勧告を出している²³⁾。

- ① 抜本的で成長促進的な税法になるように包括的な税制改革を行うこと。
- ② 企業や事業者にかけている不必要な規制コストを削減すること。
- ③ オバマケアを廃止し、代替案によって、患者本位で医療負担を適正化する方向に改善すること。
- ④ 自由貿易を支持し、時宜に合った透明な方法で通商法を運用すること。
- ⑤ 高等教育や州独自のインフラ計画への連邦政府の関与を減らして州に権限を戻すこと。

トランプ政権は「アメリカ第一」の保護貿易主義の立場なので、④の共和党議会指導部の考え

22) Council of Economic Advisers (2015), pp. 21-40 ; Council of Economic Advisers (2016), pp. 21-50.

23) House of Representatives (2017), pp. 29-30.

をそのまま受け入れていないが、①は法人税を15%にまで引き下げ、②は代表的には2010年にオバマ政権が成立させた金融規制改革法の金融規制（ボルカー・ルール）を大幅に緩和し、環境保護を主張したオバマ政権が推進しようとしたパリ協定から離脱し、③はオバマケアを廃止する等の公約を掲げて実施しようとしている。⑤はオバマ政権が経済格差の背後にある労働者の教育格差（特に高等教育格差）の是正に積極的に関わろうとしたことに対する対抗意識が感じられる。

本論文執筆時点で、具体的な政策法案として連邦議会に提案されたのはオバマケアの廃止案やその代替案だけであるが、いずれも成立に失敗している。そのプロセスを少し辿っておこう²⁴⁾。

下院共和党は、2017年3月6日にオバマケア代替案を発表した。主な内容は次の4点である。

- ① 個人への保険加入の義務づけや未加入者への罰金を廃止する。
- ② 製薬会社や富裕層向けの税金も撤廃する。
- ③ 既往症のある人の保険加入を保険会社が拒否できない条項や、子供が26歳になるまで親の保険に加入できる条項は残す。
- ④ メディケイド（低所得者医療扶助）の対象者を狭める。

これを受けて、2017年3月13日に議会予算局は、この下院共和党案を施行した場合、無保険者の数が現行制度を続行した場合と比べて、2018年には1400万人、2026年には2400万人増える、また財政赤字の削減額は今後10年間で3370億ドルとの試算を公表した。

3月に議会共和党が提案したオバマケア代替案は、無保険者の増加を懸念する穏健派と、完全撤廃を求める強硬派の調整ができず採決が見送られた。その後共和党指導部は、3月のオバマケア代替案に修正を加えて党内調整した代替法案を5月4日の下院本会議にかけ、217対213の僅差で可決した。上記の3月のオバマケア代替案の内容の③を、5月の代替法案では次のように修正した。病歴のある加入希望者に保険会社が割増保険料を請求することを認める一方、既往症のある人に保険料補助を出すというものである。

議会予算局は、下院でのオバマケア代替法案の成立を受けて、無保険者が今の制度を続行した場合に比べて、2018年には1400万人、2026年には2300万人増え、財政赤字削減額は今後10年間で1190億ドルになるとの試算を5月24日に公表した。

上院共和党は6月22日に、成立した下院オバマケア代替案にさらに修正を加えた上院オバマケア代替案を公表した。主な修正点は次の2点である。

- ① 低所得者の民間保険加入を後押しするため、下院案より手厚い支援策を盛り込んだ。
- ② オバマケアの財源確保の一環として導入された富裕層向けの投資所得税（NIIT）や保険会社に対する課税制度は撤廃する。

上院共和党は当初案に反対している保守派の共和党員に配慮して、7月13日にさらに修正を加

24) 『日本経済新聞』、『朝日新聞』のオバマケア関連の記事を参照。

えた。その修正内容は、医療保険会社がオバマケアの基準に満たない保険を売れるようにしたり、メディケイドのカバー内容を狭めたりするものである。

しかし7月14日、この上院共和党修正オバマケア代替法案に、4人の共和党員が造反したために、採決は断念された。そこで、上院共和党指導部は、オバマケアの廃止法案を先行して成立させ、2年以内に代替制度を検討する方針に転換した。

議会予算局は7月19日に、オバマケア廃止法案が施行された場合に無保険者が2018年に1700万人増え、2026年には3200万人増え、財政赤字削減額は10年後には4730億ドルになることを公表した。

7月25日に、連邦議会上院において上院共和党の修正オバマケア代替法案「トランプケア3.0」が採決にかけられ、共和党内から9人の造反が出て43対57で否決された。

7月26日に、連邦議会上院はオバマケア廃止法案の採決を行ったが、上院共和党員7人が造反したために、43対57で否決された。

7月28日に、オバマケアのうち保険加入義務や医療機器メーカーへの課税などに撤廃を限った法案が採決にかけられ、49対51の反対多数で否決された。この一部オバマケア廃止法案でも、施行されれば無保険者が2026年には1600万人増えると議会予算局はすでに試算している。

オバマケアの現行制度を維持しても10年後の2026年にはなお2800万人の無保険者がいると見込まれている。もし、オバマケアを完全に撤廃すれば、2026年には無保険者は3200万人増えるので、合計6000万人にも達することになる。この中には、トランプ政権を支持した白人労働者も多く含まれている。

夏休みが明けた9月に、共和党上院指導部は新たなオバマケア代替法案で再び可決を目指した。その代替法案の中身は、1つはメディケイド（低所得者向け医療扶助）の連邦予算大幅削減であり、もう1つはオバマケア保険を提供する医療保険会社への補助金の停止であった。しかし、共和党上院指導部は、党内の支持を固め切れず同法案採決の断念に追い込まれた。

共和党トリクルダウン経済学の再開の突破口となる、オバマケア廃止という目標は挫折した。これによって、法人税率を15%に引き下げるというトランプ政権の公約のための財源捻出も難しくなった。トランプ政権と共和党は、輸出企業の法人税を軽くして輸入企業の税負担を重くする国境税を税制改革の目玉にしようとしていたが、ウォルマートなどの輸入業者等が強く反対したために課税を断念した。国境税によって得られる税収が10年間で1兆ドルと見込まれていただけに、この面からも法人税減税のための財源捻出が困難になった。

レーガン政権以来のトリクルダウン経済学は2007-09年大不況へと導き、オバマ政権が取り組まざるをえない多くの経済的難問・難題を残した。この苦境からの脱却を目指したオバマ政権の改革は、決してトリクルダウン経済学に依拠したものではなく、経済格差を縮小させる中間層経済学に拠るものであり、トリプルアップ経済学であった。アメリカ国民がトリプルダウン経済学へ

の回帰を目指すトランプ政権の政策をどこまで認めるのか注視するしかないが、今のところその目論見が大きな挫折に見舞われている。トランプ政権の経済政策の実施が挫折すれば、オバマ政権の経済政策が継続することになる。しかし、行方は分からない。

参考文献

- 片桐正俊 (2012), 「アメリカの租税支出の実態と改革の方向—2000年代ブッシュ政権期を中心に—」『経済学論纂 (中央大学)』第52巻第4号, 3月22日.
- 片桐正俊 (2015), 「オバマ政権の経済・財政政策の成果と課題」『経済学論纂 (中央大学)』第55巻第5・6合併号, 3月20日.
- 片桐正俊 (2016), 「米国連邦税負担研究の総括とオバマ政権の税制改革の方向」『経済学論纂 (中央大学)』第56巻第3・4合併号, 3月25日.
- 片桐正俊 (2017), 「米国の所得・資産拡大, 中間層の衰退とオバマ政権の中間層経済学—ブッシュ政権・オバマ政権を中心に—」『経済学論纂 (中央大学)』第57巻第3・4合併号, 3月20日.
- 河音琢郎・藤木剛康編著 (2016), 『オバマ政権の経済政策—リベラリズムとアメリカ再生のゆくえ—』ミネルヴァ書房.
- 窪田修編著 (2016), 『図説日本の財政 (平成28年度版)』東洋経済新報社, 第IV部諸外国の財政第2章アメリカ.
- 財政制度等審議会財政分科会 (2014), 『海外調査報告』「各国調査報告 I 米国」, 7月.
- 内閣府 (2017), 『世界経済の潮流 2016年II (2016年下半年世界経済報告)』.
- 三菱UFJモルガン・スタンレー証券 (2015), 『景気循環研究所レポート: 米国超党派予算法可決, 16, 17年度景気を押し上げ』, 10月30日.
- Auerbach, Alan J. and William G. Gale (2017), *The Fiscal Outlook in a Period of Policy Uncertainty*, Tax Policy Center, Urban Institute & Brookings Institution, August 7.
- Baneman, Daniel, Joseph Rosenberg, Eric Toder and Robertson Williams (2012), *Curbing Tax Expenditures*, Tax Policy Center, Urban Institute and Brookings Institution, January 30.
- Board of Governors of the Federal Reserve System (2014), *Quarterly Report on Federal Reserve Balance Sheet Development*, November.
- Bureau of the Federal Service, Department of the Treasury (2017), *Treasury Bulletin*, June.
- Congressional Budget Office (CBO) (2013), *The Distribution of Major Tax Expenditures in the Individual Income Tax System*, May.
- Congressional Budget Office (CBO) (2016a), *The Distribution of Household Income and Federal Taxes*, June .
- Congressional Budget Office (CBO) (2016b), *Options for Reducing the Deficit 2017 to 2026*, December.
- Congressional Budget Office (CBO) (2017), *An Update to the Budget and Economic Outlook 2017 to 2017*, June 29.
- Council of Economic Advisers (CEA) (2014), *Economic Indicators August 2014 prepared for the Joint Economic Committee by the Council of Economic Advisers*, U. S. GPO.
- Council of Economic Advisers (CEA) (2015), *Economic Report of the President together with the Annual Report of the Council of Economic Advisers*, Bernan Press.
- Council of Economic Advisers (CEA) (2016), *Economic Report of the President together with the Annual Report of the Council of Economic Advisers*, Bernan Press.

- Council of Economic Advisers (CEA) (2017a), *Economic Indicators July 2017 prepared for the Joint Economic Committee by the Council of Economic Advisers*, U. S. GPO.
- Council of Economic Advisers (CEA) (2017b), *Economic Report of the President together with the Annual Report of the Council of Economic Advisers*, Bernan Press.
- Driessen, Gant A. (2017), "The Federal Budget: Overview and Issues for FY2018 and Beyond," *CRS Report for Congress*, R44881, June 30.
- House of Representatives (2017), *The 2017 Joint Economic Report: Report of the Joint Economic Committee, Congress of the United States on the 2017 Economic Report of the President together with Minority Views*, February 28.
- Marples, Donald J. (2015), "Tax Expenditures: Overview and Analysis," *CRS Report for Congress*, R44012, April 30.
- Office of Management and Budget (OMB) (2014), *Analytical Perspective: Budget of the U.S. Government, Fiscal Year 2015*.
- Office of Management and Budget (OMB) (2017a), *Analytical Perspectives: Budget of the U.S. Government, Fiscal Year 2018*.
- Office of Management and Budget (OMB) (2017b), *Budget of the U.S. Government, Historical Tables, Fiscal Year 2018*.
- Sherlock, Molly F. and Donald J. Marples (2014), "Overview of the Federal Tax System," *CRS Report for Congress*, RL32808, November 21.
- Slemrod, Joel and Jon Bukija (2017), *Taxing Ourselves: A Citizen's Guide to the Debate over Taxes*, fifth edition, The MIT Press.
- Toder, Eric, Daniel Berger and Yifan Zhang (2016), *Distributional Effects of Individual Income Tax Expenditures: An Update*, September.
- United States Government Accountability Office (U.S. GAO) (2016), "Tax Expenditures : Opportunities Exist to Use Budgeting and Agency Performance Processes to Increase Oversight," *Report to Congressional Requesters*, GAO-16-622, July.

(中央大学名誉教授 経博)